

## 第1回

# 横浜市生活自立支援施設 指定管理者選定評価委員会

日時：令和2年3月9日 13:10から

場所：寿福祉プラザ 2階会議室

- 開会
- 生活福祉部長挨拶
- 委員自己紹介・事務局挨拶
- 指定管理者制度の概要説明
- 定足数確認
- 議事
  - (1) 委員長の選出について
  - (2) 公募要項・評価基準について
  - (3) 指定管理者の選定プロセス・スケジュールについて
  - (4) その他
- 閉会

### <別添 当日配布資料一覧>

- 資料1 選定委員・事務局名簿
- 資料2 指定管理者制度の概要
- 資料3 生活自立支援施設の概要
- 資料4 平成30年度 自立支援施設運営実績
- 資料5 横浜市ホームレス支援施策の概要
- 資料6 平成30年度ホームレス概数調査結果
- 資料7 公募要項(案)
- 資料8 指定管理者選定までのスケジュール案
- 資料9 第三者評価結果一覧表
- 資料10 生活困窮者自立支援法
- 資料11 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 資料12 横浜市生活自立支援施設条例

- 資料 1 3 横浜市生活自立支援施設条例施行規則
- 資料 1 4 横浜市生活自立支援施設運営要綱
- 資料 1 5 横浜市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱
- 資料 1 6 横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱
- 資料 1 7 施設型自立相談支援事業の実施に関する事務取扱要領
- 資料 1 8 横浜市生活困窮者セーフティネット会議実施要綱
- 資料 1 9 横浜市生活自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱
- 資料 2 0 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱

## 横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会

選定評価委員・事務局名簿

## 選定評価委員

氏名	備考
阪東 美智子	国立保健医療科学院 生活環境研究部 建築・施設管理研究領域 上席主任研究官
三浦 保之	NPO法人 市民の会 寿アルク事務局長
丹羽 多佳子	不老町地域ケアプラザ 地域包括支援センター 社会福祉士
江原 晶子	神奈川県済生会横浜市南部病院 医療ソーシャルワーカー
柳原 匠巳	公認会計士

※ 備考は委員就任時のもの

## 事務局

氏名	役職
遠藤 寿彦	健康福祉局援護対策担当課長
沖山 裕	健康福祉局援護対策担当係長
加藤 寿子	健康福祉局援護対策担当

## 第1章 指定管理者制度の概要

## 1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・NPO等を含む団体（以下「民間事業者」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である（地方自治法〔以下「法」という。〕第244条の2）。

つまり、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置づけられ、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされている（平成15年7月17日総行第87号の総務省通知）。

指定管理者制度は、平成15年6月の法改正により創設されたものであるが、従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなったほか、主に下表に示される点が従来の「管理委託制度」から変更となった。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定</li> <li>相手方を条例で規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く）</li> <li>議会の議決を経て指定</li> </ul>
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う</li> <li>施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む）</li> <li>地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う</li> </ul>
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託の条件、相手方等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲</li> </ul>
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託（契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定（行政処分）</li> <li>管理運営の細目等については、協定（行政処分の附款）により規定</li> </ul>

## 横浜市生活自立支援施設はまかぜの概要

(平成31年4月1日現在)

### 1 事業概要

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊場所の供与、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜を供与する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施する。また、「生活困窮者一時生活支援事業」利用者に対して、就労の支援その他自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する。

### 2 施設の概要

#### (1) 名称

横浜市生活自立支援施設はまかぜ

#### (2) 所在地

横浜市中区寿町4丁目13番地1

#### (3) 施設規模

鉄筋コンクリート造り 地下1階地上7階

#### (4) 施設内容 (延床面積 はまかぜ棟約3,200㎡+プラザ棟3階約500㎡)

##### ア はまかぜ棟

地下1階：発電機室、倉庫

1階：駐車場、事務・守衛室、荷物用EV室、アラーム弁室・P.S、

2階：職業相談室、居室、脱衣室、洗濯室、談話室、当直室(男子)、女子更衣室、当直室(女子)、

3階：入所者面接室、多目的室、食堂、アラーム弁室・P.S、下処理室、事務室、洗濯室、休憩室、倉庫、休憩室(厨房用)

4階：居室、アラーム弁室、洗面室、浴室、脱衣室、リネン室

5階～7階：居室、脱衣室、アラーム弁室・P.S、洗面室、事務室、リネン室

##### イ プラザ棟

3階：居室(個室支援プログラム用24床)

#### (5) 利用定員

250名

#### (6) 利用期間

3月以内。ただし、指定管理者が認める場合は6月まで延長可能。ただし、年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。

#### (7) 運営根拠法令

(市) 横浜市生活自立支援施設条例 横浜市生活自立支援施設条例施行規則

横浜市生活自立支援施設運営要綱 横浜市一時生活支援事業実施要綱

施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領

(国) 生活困窮者自立支援法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

### 3 現運営団体

社会福祉法人 神奈川県匡済会 理事長 渡邊 俊郎

### 4 職員数

施設長	事務員	生活支援員	看護師	アウトリーチ (非常勤)	借上げ型シェルター (非常勤)
1名	1名	23名	1名	9名 (看護師1名含む)	1名

※その他：夜間宿直アルバイト3名、精神科嘱託医1名を配置

※職安より職業相談員1名派遣

### 5 支援内容

一時生活支援事業	<p>【施設本体】 食事・衣類・日用品等の提供、健康診断及び健康相談の実施</p> <p>【借上げ型シェルター】 集団生活での支援が困難な者等を対象とし、借上げた簡易宿泊所を利用して施設利用の適応性等の見極めを実施</p>
施設型 自立相談支援事業	<p>【事業概要】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①施設利用者の自立に向けた支援プランの作成と相談支援</li><li>②支援の実施にあたり、必要となる関係機関との連絡調整</li><li>③入所を依頼した区福祉保健センターとの連絡調整</li><li>④公共職業安定所職業相談員による職業相談・紹介</li></ol> <p>【支援内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①健康状態の確認及び医師意見の聴取</li><li>②集団生活、コミュニケーション能力等の確認、見極め</li><li>③居所確保（アパート等）に向けた支援</li><li>④福祉サービス利用等のための支援、及び関係機関への同行</li><li>⑤就労支援<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームレス就業支援事業による支援（国及び県との連携）</li><li>・はまかぜ内職業相談室による支援（ハローワークとの連携）</li><li>・施設内就労支援（就労支援プログラムによる支援）</li></ul></li><li>⑥施設入所・居住先決定までの待機としての利用<ul style="list-style-type: none"><li>・更生・救護施設、養護老人ホーム、介護施設、その他施設等</li></ul></li><li>⑦アウトリーチ活動<ul style="list-style-type: none"><li>・巡回相談、退所後支援</li></ul></li></ol>

## 平成30年度生活自立支援施設運営実績報告

横浜市生活自立支援施設 はまかせ

## 1 入所実績

## ○ 月別入所状況

	延数	実数	内女性	実数	延長
4月	71	71	3	3	8
5月	62	62	8	8	16
6月	59	59	3	3	12
7月	65	64	5	5	19
8月	61	61	3	3	7
9月	54	54	1	1	11
10月	66	65	1	1	26
11月	51	51	2	2	12
12月	78	75	1	1	11
1月	55	55	4	4	8
2月	29	28	3	3	11
3月	63	60	4	3	16
30年度	714	657	38	35	157
29年度	740	684	29	28	188
28年度	669	635	34	31	156

※ 平成15年6月1日よりまつかげ宿泊所から横浜市自立支援施設『はまかせ』に移転。

※ 入所定員は、平成23年4月1日より250人(女性20人)としています。

※平成27年4月1日より、ホームレス自立支援施設から生活自立支援施設へ名称を変更しています。

※ 入所期間は、平成27年4月1日より3カ月以内(最大6ヶ月)としています。

## 2 入所前の状況

## ○ 生活形態

	28年度	29年度	30年度
屋外生活	313	374	283
自費により簡宿等で生活	27	25	26
宿泊援護により簡宿等で生活	7	13	12
ネットカフェ等で生活	145	147	181
アパート・自宅で生活	62	92	114
医療機関・施設で生活	37	35	28
その他	76	50	68
不明	2	4	2

## 3 健康診断状況

	28年度	29年度	30年度
呼吸器・肺疾患	77	31	26
(TB)	8	7	7
胃・肝臓・腎臓・腸	90	77	73
心臓・高血圧・血管	502	504	540
糖尿病	177	162	173
皮膚疾患	2	3	2
腰痛・外傷等	5	9	10
その他	240	139	137

## ○ 依頼区別入所状況

	延数	内女性
中	336	14
南	48	3
西	46	3
鶴見	71	3
神奈川	27	
港南	25	4
保土ヶ谷	12	2
旭	12	1
磯子	18	2
金沢	13	
港北	30	1
緑	13	2
青葉	6	1
都筑	8	
戸塚	25	
栄	6	1
泉	13	
瀬谷	5	1

## ○ 1日平均在所者数

28年度	29年度	30年度
125.0	131.6	123.2

## ○ 1日平均入所数

28年度	29年度	30年度
2.7	3.0	2.9

## ○ 主な就業形態

	28年度	29年度	30年度
日雇就労	147	162	114
契約・アルバイト等	210	229	244
常勤就労	62	66	95
その他	13	29	48
なし	237	254	213

#### 4 年齢分布

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳以上	平均
30年度	延数	6	64	113	152	146	74	159	50.7
	内女性	1	8	7	3	6	1	12	49.8
29年度	延数	1	58	114	178	167	79	143	50.7
	内女性	0	0	8	2	7	5	7	53.6
28年度	延数	3	40	98	149	166	82	131	51.6
	内女性	1	3	5	6	11	2	6	49.9

#### 5 退所実績

##### ○ 月別退所状況

	延数	実数	内女性	実数
4月	59	59	1	1
5月	63	62	4	4
6月	67	67	3	3
7月	60	60	8	8
8月	44	44	2	2
9月	56	56	2	2
10月	68	68	2	2
11月	62	61	4	4
12月	62	61		
1月	51	51	1	1
2月	56	56	5	5
3月	54	53	2	2
30年度	702	645	34	32
29年度	758	707	31	30
28年度	699	664	37	33

##### ○ 退所理由

		28年度	29年度	30年度	
		延数	延数	延数	内女性
就労自立		142	148	137	2
半福祉 半就労	法外	0	0	0	0
	生保	8	3	2	0
(内常勤就労)		100	91	74	2
生活保護	居宅	174	213	185	10
	入院	28	31	18	5
他施設入所		68	73	69	5
居宅等の確保		104	134	128	5
小計		524	602	539	27
期限		0	0	0	0
自主		9	11	23	1
無断		89	88	72	4
その他		77	57	68	2
小計		175	156	163	7
合計		699	758	702	34
自立率		75.0%	79.4%	76.8%	79.4%

#### 6 住宅入居実績

	賃貸住宅 入居者数	あんしん入居 制度利用者数	住宅相談実績		
			実施回数	相談者数	決定件数
当月	3	0	0	0	0
30年度	70	1	0	0	0
29年度	68	0	0	0	0
28年度	74	0	0	0	2

## 横浜市のホームレス支援施策の概要

### 1 生活困窮者自立支援制度

本市のホームレス支援施策のうち、生活困窮者自立支援法に基づく取組は以下の通りです。

#### (1) 生活自立支援施設はまかぜの運営

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、宿泊や食事の提供、健康診断を実施するほか、日常生活を営むのに必要な日用品等を支給する「生活困窮者一時生活支援事業」を実施しています。

また、一時生活支援事業利用者の自立に向けて「施設型自立相談支援事業」を実施しています。

なお、現に路上などで生活しているホームレス等への支援として、市内を巡回し、相談支援を実施しています。この巡回活動は、「施設型自立相談支援事業」のアウトリーチ活動として実施しています。

#### 【生活自立支援施設はまかぜの支援内容】

##### ① 一時生活支援事業

支援内容：寝食及び衣類、日用品等の提供、健診の実施

利用期間：原則3月以内。最大延長6月以内（利用期間は、②の支援プランにより決定）

《事業実績》 ※定員 250 名

	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数	977 人	847 人	669 人	740 人	714 人

※この他、集団生活での支援が困難な者等を対象とし、借上げた簡易宿泊所を利用して施設利用の適応性等を見極める借上げ型シェルターを運営（定員10名）

##### ② 施設型自立相談支援

支援内容：個々のアセスメント結果に基づく支援プランの作成とプランに基づく支援の実施  
退所後の必要となる支援機関の利用調整等

##### ③ アウトリーチ活動（巡回相談）

現に路上などで生活しているホームレス等の相談支援を行っています。従来から実施している、関内駅や横浜駅周辺等を巡回する夜間街頭相談は、アウトリーチ活動の一環として実施しています。また週に2回程度、この巡回相談時に看護師が同行し、健康相談を実施しています。また、アパート等の確保により自立支援施設を退所した人を対象に、本人が確保した居宅を一定期間訪問し、相談・支援を行い、地域生活の定着を図る退所後支援を実施しています。

この他、効果的にアウトリーチ活動を実施するため、学識経験者等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会を開催しています。

《活動実績》

	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	1,918 件	1,948 件	1,531 件	1,225 件	1,318 件

## 2 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

横浜市では、市の実情に応じた自立支援施策の推進等を規定した「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しています。

【第4期（2019年度～2023年度）実施計画の4つの基本的な考え方】

- 1 個別支援(ホームレス状態にある人)
- 2 未然防止(ホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある人)
- 3 再路上(野宿)化の防止(ホームレス状態から脱却した人)
- 4 民間団体等との連携

## 3 無料低額宿泊事業のガイドライン

ホームレス等を対象とした無料低額宿泊所については、ホームレス自立支援施策のひとつとして位置づける観点から、『無料低額宿泊事業のガイドライン』を定め、事業者に対して適切な設備と運営を求めています。

尚、無料低額宿泊所の設備および運営に関しては、現在条例制定に向けて進めております。

横浜市内の無料低額宿泊事業を行う施設数 44施設 1,456定員（令和元年10月1日現在）

## 4 寿福祉プラザ相談室(寿福祉プラザ運営事業)

住居のない人及び簡易宿泊所宿泊者等の生活各般の相談に応じ、関係機関等との調整・連携により相談者の課題解決を図っています。

生活自立支援施設から簡易宿泊所等に居宅場所を確保し施設退所する人については、生活自立支援施設と連携し、退所後に安定した居宅生活を送ることができるように支援を行っています。

## 5 横浜市年末年始対策事業

横浜市内に起居する一定の住居を持たない生活困窮者で、年末年始の休庁期間中に援護が必要な者に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し、衣食住の支援を行います。臨時宿泊所受付日に寿地区結核健診を実施しております。

## 平成31年1月 ホームレスの実態に関する全国調査 概数調査結果

## 1 調査概要

目的	ホームレス自立支援施策等の基礎資料収集
時期	平成31年1月
調査区域	市内全域
方法	目視による概数の把握
体制	(福)神奈川県匡済会
調査対象者	公園、河川、道路、駅舎、その他施設の項目別に小屋、ダンボール、テント等の方法で寝起きしているもの(自立支援施設等の入所者は対象外とした)。

## 2 調査結果

合計	男性	女性	定住型	移動型	調査の結果確認できた箇所(滞在箇所)
458人	445人	13人	67人	391人	185か所

## 3 区別人数

区名	合計	男性	女性	区名	合計	男性	女性
鶴見	43人	40人	3人	金沢	12人	12人	0人
神奈川	21人	18人	3人	港北	25人	25人	0人
西	74人	73人	1人	緑	6人	6人	0人
中	167人	164人	3人	青葉	12人	12人	0人
南	13人	13人	0人	都筑	10人	10人	0人
港南	9人	8人	1人	戸塚	12人	12人	0人
保土ヶ谷	17人	17人	0人	栄	6人	6人	0人
旭	7人	7人	0人	泉	7人	6人	1人
磯子	13人	12人	1人	瀬谷	4人	4人	0人

## 4 場所別人数

場所	人数	比率
公園	151人	33.0%
河川	63人	13.8%
道路	77人	16.8%
駅舎	24人	5.2%
その他施設	143人	31.2%
合計	458人	100.0%

## 5 過去の調査との比較

## (1) 男女別人数・屋外形態・滞在か所数

調査年	総数	男性	女性	定住型	移動型	定住割合	移動割合	調査の結果確認できた箇所
19年1月	661人	653人	8人	323人	338人	48.9%	51.1%	188か所
20年1月	649人	643人	6人	299人	350人	46.1%	53.9%	203か所
21年1月	697人	685人	12人	292人	405人	41.9%	58.1%	218か所
22年1月	710人	702人	8人	252人	458人	35.5%	64.5%	219か所
23年1月	691人	683人	8人	242人	449人	35.0%	65.0%	221か所
24年1月	609人	595人	14人	179人	430人	29.4%	70.6%	204か所
25年1月	581人	566人	15人	165人	416人	28.4%	71.6%	200か所
26年1月	580人	569人	11人	143人	437人	24.7%	75.3%	215か所
27年1月	548人	535人	13人	114人	434人	20.8%	79.2%	210か所
28年1月	536人	521人	15人	116人	420人	21.6%	78.4%	203か所
29年1月	531人	516人	15人	104人	427人	19.6%	80.4%	201か所
30年1月	477人	466人	11人	79人	398人	16.6%	83.4%	188か所
31年1月	458人	445人	13人	67人	391人	14.6%	85.4%	185か所

## (2) 区別人数

区名	23年実態調査	24年実態調査	25年実態調査	26年実態調査	27年実態調査	28年実態調査	29年実態調査	30年実態調査	31年実態調査
鶴見	79人	77人	77人	75人	46人	43人	48人	42人	43人
神奈川	51人	35人	53人	49人	38人	35人	29人	27人	21人
西	94人	95人	98人	79人	98人	93人	89人	79人	74人
中	243人	216人	189人	192人	187人	181人	180人	166人	167人
南	24人	17人	19人	20人	14人	16人	11人	10人	13人
港南	14人	18人	13人	17人	15人	18人	17人	11人	9人
保土ヶ谷	12人	8人	10人	11人	14人	12人	20人	17人	17人
旭	12人	8人	3人	7人	10人	3人	7人	8人	7人
磯子	15人	5人	9人	10人	13人	9人	9人	12人	13人
金沢	42人	36人	26人	19人	16人	12人	13人	10人	12人
港北	42人	36人	41人	41人	37人	43人	41人	30人	25人
緑	8人	10人	6人	8人	8人	10人	8人	7人	6人
青葉	11人	11人	9人	10人	9人	10人	9人	13人	12人
都筑	9人	10人	10人	14人	10人	16人	13人	13人	10人
戸塚	16人	9人	7人	11人	11人	11人	9人	8人	12人
栄	7人	7人	3人	9人	10人	8人	9人	11人	6人
泉	4人	3人	3人	4人	5人	8人	11人	8人	7人
瀬谷	8人	8人	5人	4人	7人	8人	8人	5人	4人
合計	691人	609人	581人	580人	548人	536人	531人	477人	458人

## (参考) 他都市のホームレス数

	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月	平成31年1月
東京23区	2,134人	1,787人	1,581人	1,336人	1,319人	1,246人	1,126人	1,033人
川崎市	543人	527人	490人	439人	383人	341人	300人	285人
名古屋市	347人	305人	264人	273人	211人	182人	167人	120人
大阪市	2,179人	1,909人	1,725人	1,527人	1,497人	1,208人	1,023人	1,002人

## (3) 場所別人数

場所	23年実態調査	24年実態調査	25年実態調査	26年実態調査	27年実態調査	28年実態調査	29年実態調査	30年実態調査	31年実態調査
公園	253人	191人	185人	201人	162人	185人	183人	155人	151人
河川	102人	94人	98人	96人	83人	75人	76人	70人	63人
道路	91人	86人	72人	62人	78人	60人	62人	75人	77人
駅舎	31人	40人	24人	30人	27人	21人	27人	33人	24人
その他施設	214人	198人	202人	191人	198人	195人	183人	144人	143人
合計	691人	609人	581人	580人	548人	536人	531人	477人	458人

## 6 調査結果から

- (1) ホームレス数は前回調査と比較し19人の減少となりましたが、18区のうち、6区で増加(増加数12人)し、11区で減少(減少数31人)しています。(増減がなかった区は保土ヶ谷区のみ)
- (2) 市内全区でホームレスが確認されました。大幅な数値の変化(10人以上の増減)が見られた区はありませんでした。
- (3) 調査結果により確認された滞在か所数は185か所であり、前回調査時から3か所減少しました。
- (4) 屋外の生活形態では、軽装で手荷物を持った移動型の者が85.4%、小屋、テント等による定住型の者は14.6%となり、前回調査と比較すると、定住型(減少数12人)、移動型(減少数7人)、共に減少しているが、定住型の減少比率が高かった為、定住型の割合が15%を下回る結果となりました。



横浜市生活自立支援施設  
指定管理者公募要項

令和2年3月

横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当

# 目次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	公募の概要	1
(1)	対象施設	1
(2)	指定期間	3
(3)	指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)	3
(4)	問合せ先	4
3	指定管理者が行う業務	4
4	横浜市生活自立支援施設の概要	4
(1)	施設の設置目的	4
(2)	目的達成の手段	4
(3)	実施事業(具体策)	4
(4)	職員配置及び経費等(実施事業を支える体制)	7
(5)	リスク分担	8
(6)	業務実施上の留意事項	9
5	公募及び選定に関する事項	14
(1)	公募スケジュール	14
(2)	公募手続きについて	15
(3)	審査・選定の手続きについて	16
(4)	応募手続きについて	19
(5)	応募条件等について	21
6	協定及び準備に関する事項	22
(1)	協定の締結	22
(2)	協定の主な内容	23
(3)	準備業務	23
(4)	指定候補者の変更	24
(5)	指定取消及び管理業務の停止	24

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、若しくは民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたび、横浜市生活自立支援施設設置条例に基づいて設置されている横浜市生活自立支援施設について現在の指定期間の満了に伴い、平成 28 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

ア 名称 横浜市生活自立支援施設はまかせ

イ 所在地 横浜市中区寿町 4 丁目 1 3 番地 1

ウ 施設規模 新築棟：鉄筋コンクリート造り 地下 1 階地上 7 階  
改修棟：鉄筋コンクリート造り 地下 1 階地上 3 階（はまかせとしての使用は 3 階部分のみ）

### エ 施設内容

（新築棟部分）

階数	室名	標準面積	施設内容	利用内容
1 階	受付・守衛室	16.74	守衛室、受付カウンター	来所者受付
	駐車場	244.13	駐車場	14 台（障がい者用 1 台、食品運搬用 1 台含）
	その他	170.66	倉庫、共用部分、荷物用 EV など	
	合計	431.53		
2 階	職業相談室	21.42		
	居室	69.02		4名×5室、女子専用
	浴室・脱衣室、洗濯室	19.04		女子専用
	事務室（物入れ、湯沸室含）	99.65		
	談話室	16.06		女子専用
	男子更衣室	11.28	職員用	
当直室	10.36			

2階	女子更衣室	9.98	職員用	
	当直室	10.36		
	その他	166.943	共用部分、アラーム弁室、PSなど	
	合計	434.113		
3階	入所者面接室	21.42		
	多目的室	22.44		
	食堂	106.13		
	厨房	66.97		
	下処理室	13.32		
	食品庫	3.6		
	前室	4.74		
	事務室	4.54		
	洗濯室	15.74		
	厨房専用廊下	10.17		
	休憩室	10.08		
	その他	154.963	倉庫、共用部分、機械室など	
	合計	434.113		
4階	居室	143.77	利用者居室	10名1室、8名1室 6名3室、4名1室
	洗面室	9.63		
	浴室	47.6		
	脱衣室	18.01		
	洗濯室	19.73		
	その他	167.3	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		
5階	居室	211.11		8名3室、6名6室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	その他	166.94	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		
6階	居室	189.33	利用者居室	8名3室、6名5室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	事務室	21.42		
	その他	167.3	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		

7階	保健室	23.46		
	居室	184.25	利用者居室	8名2室、6名6室
	談話室	18.36		
	洗面室	9.63		
	その他	170.34	共用部分、機械室など	
	合計	406.04		

(改修棟部分)

階数	室名	標準面積	施設内容	利用内容
3階	居室	193.45	利用者居室	24名分
	談話室	79.57		
	洗面室	8.35		
	事務室	25.21		
	その他	196.53	共用部分など	
	合計	503.11		

オ 利用定員 250名

カ 利用期間 3月以内。ただし、指定管理者が認める場合は6月を限度として延長可能。ただし、  
 年末年始時期の退所予定日の調整については健康福祉局長が行うものとする。

(2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)

(3) 指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市生活自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会」(以下「選定委員会」と言う。)において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から生活自立支援施設(以下「施設」と言う。)の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市健康福祉局援護対策担当  
電話 045 (671) 2425 Fax 045 (664) 0403  
E-mail [kf-entai@city.yokohama.jp](mailto:kf-entai@city.yokohama.jp)

### 3 指定管理者が行う業務

横浜市生活自立支援施設条例第2条に規定する事業の実施に関すること。  
(詳細は、以下を参照して下さい)

### 4 横浜市生活自立支援施設の概要

(1) 施設の設置目的

施設は、「一定の住居を持たない生活困窮者の自立を支援するため」に設置される施設です。(横浜市生活自立支援施設条例第1条)

(2) 目的達成の手段

上記の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項の通りとなります。

ア 生活困窮者一時生活支援事業(以下「一時生活支援事業」とします。)

イ 生活困窮者自立相談支援事業のうち、施設型自立相談支援事業(以下「自立相談支援事業」とします。)

(3) 実施事業(具体策)

ア 施設の運営に関する事項

(ア) 職員の雇用に関すること。

a 施設長を配置すること。

b 事務員を配置すること。

c 生活支援員を配置すること。

d 看護師を配置すること。

e 嘱託医(精神科)を配置すること。

f 上記の他、公共職業安定所の職員を職業相談員として常駐させること。

g 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。

h 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を行い、職員の資格取得を支援すること。

i 職員に対して必要な健康診断を行い、利用者及び職員の健康を害さないよう努めること。

j 研修や資格取得を通して職員の資質向上に取り組むこと。

(イ) 一時生活支援事業の実施

- a 事業の実施にあたっては、本市の規定による他、厚生労働省発出「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地第1号 平成27年3月6日）の別紙「一時生活支援事業の手引き（別添3）」の趣旨を踏まえて実施すること。
- b 施設の利用の許可に関すること。
- c 施設の利用期間の決定及び変更に関すること。
- d 利用者に対して、一日3食を提供すること。
- e 利用者に対して、入所後速やかに健康診断を実施すること。
- f 利用者に対して、日用品を支給すること。

(ウ) 施設利用者に対する自立相談支援事業の実施

- a 事業の実施にあたっては、本市の規定による他、厚生労働省発出「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地第1号 平成27年3月6日）の別紙「自立相談支援事業の手引き（別添1）」の趣旨を踏まえて実施すること。
- b 利用者に対して、健康診断の結果等を踏まえてアセスメントを実施した上で、支援プランを作成すること。支援プランについては、福祉保健センター長と調整をした上で、生活困窮者自立支援法に規定する支援調整会議を開催し、利用者の同意を得ること。なお、支援の実施にあたってはセンターの他、必要な支援を提供する関係機関と連携して行うこと。
- c 施設利用中に要保護状態となった者に対する生活保護の適用など制度に係る手続きは、センター長が行うものとする。
- d 就労支援を行う場合は、公共職業安定所等の職業紹介機関と連携して支援すること。
- e 自立に向けた支援の実施上やむを得ないと判断する場合は、必要な経費の支給または貸与を行うこと。
- f 民間住宅への入居を希望するが、保証人を確保できない者に対しては、「横浜市居住支援協議会相談窓口」等を利用して、居住場所の確保を支援すること。
- g 利用者に対し、必要と認めた施設内の作業を、希望者に行わせること。
- h 利用者個々の支援プランを決定するために行なう支援調整会議の他、施設利用者の支援に関わる関係機関等との会議を開催し、プランの適切性や利用者のニーズに対応する社会資源等について検討すること。
- i 利用者に関する支援経過を記録し、整備すること。
- j 利用者が退所する際には、必要な支援機関に対して支援の調整を行うこと。
- k 利用者が退所する際には、利用中の状況、支援プラン、就労状況について、センター長に報告すること。
- l 退所者から相談を受けた場合、内容を把握し、必要な支援機関につなげる等の対応を行うこと。
- m 施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、毎月8日までに健康福祉局長に報告すること。
- n 施設の利用者からは利用料金を徴収しないこと。

- o 施設の利用者からの苦情、要望に対しては、充分応えることのできる体制を整え、苦情、要望処理報告書を作成し、横浜市に提出すること。
- (エ) 神奈川県ホームレス就業支援協議会の行うホームレス就業支援事業に関すること。
- a 必要に応じて、神奈川県ホームレス就業支援協議会、寿労働センターと連絡、調整を行うこと。
  - b ホームレス就業支援事業を通して、就労及び職場体験講習を行うもので、交通費及び昼食代を持たないものに対して必要最低限の金品の支給または貸与を行うこと。
- (オ) 健康福祉局が行う横浜市年末年始対策事業に協力すること。なお、協力内容については、別に契約により定める。
- (カ) 次の帳簿類を備えること。
- a 人事労務関係書類
  - b 経理出納関係書類
  - c 入退所関係書類（入退所簿、在所者名簿、ケース記録簿等）
  - d 各種報告書類
  - e 就労者関係書類
  - f その他運営管理上必要な帳簿類
- イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務
- 施設の設備及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。
- (ア) 施設及び設備の維持保全及び管理
- 指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設が適切に利用可能かどうかを把握すること。施設・設備等の小破修繕（1件あたり50万円以内のもの）については、指定管理者が必要な措置を講じ、横浜市に報告すること。費用が高額になる等の場合には必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じること。
- (イ) 管理責任者及び防火責任者を配置し、その者の氏名を報告すること。
- (ウ) 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び職員の安全確保に努めること。
- (エ) 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用が出来る状態の保持に努めること。

(オ) 非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的を実施すること。

(カ) 施設を善良な管理者の注意をもって維持管理に努め、原則として、その設置目的以外の目的に使用しないものとする。

ウ 個人情報保護に関すること。

(ア) 施設の適正な管理運営のため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(イ) 個人情報保護の体制をとり、職員に周知し、徹底を図ること。

エ その他

(ア) 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導すること。

(イ) 文書類の管理に関すること

施設宛の文書類は、收受印を押印し、内容ごとに保管期間を定め保管すること。

横浜市に宛てた文書類又は取扱いに疑義が生じた文書類については、横浜市に回送し、その指示を受けること。

(ウ) 施設の視察等の対応に関すること

他の地方公共団体の職員等による視察、見学等については、原則として指定管理者が対応すること。

(エ) 会社等の法人にかかる市民税、事業を行うものにかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がある。

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

施設の支援内容や定員数を踏まえて、円滑な運営、効果的な自立支援を実施できる体制を整えてください。資格要件については、看護師は看護師の資格を持つ者に限られます。

また、自立相談支援事業の実施にあたり、職員を主任相談支援員、相談支援員、就労支援員に充てることとなります。このうち、主任相談支援員についてはスーパーバイズ等を通じて各支援員に対して適切な助言や指導を行う立場であることから、一定の実務経験を有する者を配置する必要があります。また、都道府県等が主催する養成研修を受講し、修了証を受ける必要があります。この研修が実施されたら、主任相談支援員となる職員は速やかに研修を受講してください。

イ 指定管理料

施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に

対して指定管理料を支払います。なお、施設は行政機関である健康福祉局寿地区対策担当と建物を共同で使用しており管理も一体で行っているため、設備点検費、警備費、光熱水費については健康福祉局が現物で提供することとします。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料を減額することがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

#### ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、原則として1件あたり50万円の範囲内で、指定管理者が負担します。

#### エ 利用料金について

施設は利用料金制をとっていないため、利用にかかる利用料金は徴収しません。

### (5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担（協議）
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
	市が取得すべき許認可等が取得・更新されな	○		

許認可等	いことによるもの			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	小破修繕（一件あたり50万円以内のもの）		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※2	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 ①次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会等の委員に支払う謝金等の費用

②組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

#### (6) 業務実施上の留意事項

##### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

《主な関連法令》

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号）
- (エ) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号）
- (オ) 横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）
- (カ) 横浜市生活自立支援施設条例施行規則（平成 15 年 5 月規則第 70 号）
- (キ) 横浜市生活自立支援施設運営要綱（平成 6 年 8 月 31 日健生支第 2884 号）
- (ク) 横浜市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成 27 年 3 月 27 日健保護第 2842 号）
- (ケ) 横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱（平成 27 年 3 月 27 日健保護第 2665 号）
- (コ) 施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領  
（平成 27 年 3 月 27 日健保護第 2943 号）
- (サ) 横浜市生活困窮者セーフティネット会議実施要綱  
（平成 31 年 3 月 14 日健生支第 2885 号）
- (シ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ス) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (セ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (ソ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）

《その他市の計画・施策等》

- (ア) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針  
（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号）
- (イ) 第 4 期（2019 年度～2023 年度）横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施し、指定管理者が自ら公表することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を

行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

施設に関する第三者評価は、市が定めた評価基準に基づき、外部有識者で構成される第三者評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については、指定開始から2年目を行うことを原則とします。

#### (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

#### ウ その他

##### (ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規定」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規定」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規定」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

##### (イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定書において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規定」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

##### (ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。なお、対人保障の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(工) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(才) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(力) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

施設は、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(カ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行（平成 24 年 4 月 1 日）にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者当該条例の趣旨に則り適切に施設の管理運営を行ってください。

(ス) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(セ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況を確認します。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(ソ) ウェブサイトについて

指定管理者が施設のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

a 最低限掲載すべき情報

指定管理者が施設のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 施設の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合には、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティへの対応を行うこととします。

(タ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者からの現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(チ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ツ) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	令和2年3月19日(木)
イ 公募要項の配布	令和2年3月19日(木)～4月30日(木)
ウ 現地見学会及び応募説明会	令和2年4月10日(金)
エ 公募要項に関する質問受付	令和2年4月10日(金)～4月17日(金)
オ 公募要項に関する質問回答	令和2年4月24日(金)頃(予定)
カ 応募書類の受付期間	令和2年5月18日(月)～5月22日(金)
キ 審査・選定(面接審査実施)	令和2年8月上旬～中旬
ク 選定結果の通知・公表	令和2年8月中旬
ケ 指定管理者の指定	令和2年12月下旬予定
コ 指定管理者との協定締結	令和3年1月上旬締結(予定)

## (2) 公募手続きについて

### ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のホームページに掲載し、広くお知らせします。

### イ 公募要項の配布

(ア) 期間：令和2年3月19日(月)～令和2年4月30日(木)まで

(イ) 配布場所：ホームページからダウンロードして下さい。

URL：http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/hamakaze/

### ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：令和2年4月10日(金) 14時00分から17時00分まで

(イ) 開催場所：横浜市生活自立支援施設

(ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、3月30日(月)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「横浜市生活自立支援施設応募説明会申込書」(別紙1)を健康福祉局援護対策担当にお送りください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

### エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：令和2年4月10日(金)午前9時から4月17日(金)午後5時まで

(イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」(別紙2)を横浜市健康福祉局援護対策担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

### オ 質問への回答

回答方法：令和2年4月24日(金)(予定)に、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載により回答します。

URL：http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/hamakaze/

### カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5(4)応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：令和2年5月18日(月)午前9時から5月22日(金)午後5時まで

(ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局援護対策担当(横浜市庁舎16階)まで、ご持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください(受付期間内必着)。

※送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市健康福祉局援護対策担当

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、生活自立支援施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会（敬称略）

氏名	備考
阪東 美智子	国立保健医療科学院 生活環境研究部 建築・施設管理研究領域 上席主任研究官
三浦 保之	NPO法人 市民の会 寿アルク事務局長
丹羽 多佳子	不老町地域ケアプラザ社会福祉士
江原 晶子	横浜市南部病院医療ソーシャルワーカー
柳原 匠巳	公認会計士

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会  
が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点（例）	配点
1 応募団体に関すること		60
(1) 応募団体の経営方針、 業務概要、主要業務、特 色等	応募団体が、公の施設の管理運営者として、 適切な団体であるか。また、利用者の自立支援 に向けた熱意を感じられる提案であるか。	10
(2) 応募団体が行った公 の施設その他類似施設 の管理運営に関する主	団体の主要な業務やその実績などが、公共性 の高いものであるか。公の施設や類似施設の管 理運営の実績は、指定管理者として選定した場	10

	な実績	合に十分なものであるか。	
	(3) 財務状況	財務状況は健全で、施設の管理運営を安心して任せられる団体か。	40
2 職員配置・育成方針			20
	(1) 職員の確保、配置及び育成	利用者の自立支援という施設の目的を達成するのに効果的かつ効率的な人員及び勤務体制となっているか。また、職員育成に向けた組織的、体系的な取組が用意されているか。	10
	(2) 個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画	個人情報その他の法令順守への取組体制、職場研修の実施や啓発等を含め、積極的な取組が行われているかどうか。	10
3 施設の維持管理運営			60
	(1) 施設及び設備の維持保全及び管理	公の施設における事業提供という認識があり、施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画が提案されているか。	10
	(2) 事故防止体制・緊急時の対応	事故防止に対する対応について、適切かつ具体的な提案がされているか。 (マニュアルについて)具体的な対応手順が示されたマニュアルとなっているか。	10
	(3) 防災に対する取組	防災に対して具体的な提案がされているか。特に発災時の対応や利用者の安全確保について、具体的な手順が示されているか。	10
	(4) 施設における衛生管理や感染症対策	施設や給食等の衛生管理、また施設における感染症対策について具体的な取組が提案されているか。	10
	(5) 利用者ニーズの把握と運営への反映、利用者サービス向上の取組	利用者のニーズを把握し、どう改善していくのか。また要望や苦情を受けて迅速な対応ができる仕組みについて、具体的な提案がされているか。	10
	(6) 本市重要施策に対する取組	ヨコハマ3R 夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。	10
4 事業の運営・実施			60

	(1) 事業の運営実施	生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に運用する施設として、困窮法の理念を踏まえた支援方法が示されているか。	40
	(2) ホスピタリティ	質の高い支援を提供するための取組みが提案されているか	10
	(3) 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案	関係機関、近隣施設との連携の考え方は適切か。地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営の考え方が提案されているか。	10
5 指定管理料			40
	(1) 指定管理料の考え方等	利用者サービスのための適正な経費が計上されているか、また施設の特性や課題、維持管理に応じた、費用配分が提案されているかどうか。	20
	(2) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料が提案されているか。	20
6 その他			
	(1) 新たな事業の提案	新たな事業の提案について	10
7 加減点項目			
	(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内中小企業</li> <li>・中小企業等協働組合法第3条に規定する事業協同組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者</li> <li>・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体</li> </ul> ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業であること 《評価項目1～5の合計点の0%（5%程度）で設定》	

(2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	実績が良好であるか。 《評価項目1～5の合計点の0%（満点の-5%～+10%以内）で設定》	
合 計		250

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

#### オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL： [http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei\\_kanri/hamakaze/](http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/hamakaze/)

#### カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（令和2年12月下旬予定）

#### キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

#### (4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを9部提出してください。なお、写しの書類のうち5部はファイル綴りとし、4部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書【様式1】（横浜市生活自立支援施設条例施行規則 別記様式）

イ 事業計画書【様式2】

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書【様式3】

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書【様式 賃-1】

オ 団体の概要【様式4】

カ 申請団体役員名簿【様式5】

※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。

キ 欠格事項に該当しない宣誓書【様式6】

- ク 定款、規約その他これらに類する書類
- ケ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
- サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。
- シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）
- ス 横浜市税の納税状況調査の同意書【様式7】：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）
- セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書【様式8】：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- タ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）
  - ※ 加入の必要がないため、ソ・タ・チのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」【様式9】を提出してください。
- ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「団体の概要【様式4】」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

オーa 共同事業体の結成に関する申請書【様式4-2】

オーb 共同事業体連絡先一覧【様式4-3】

なお、応募書類の内、エ～ツの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※中小企業等協協同事業組合に関する取扱い

応募にあたっては、担当組合員を決めてください。

オからトまでの書類については、担当組合員それぞれについて、書類を提出するとともに、「団体の概要【様式4】」の次に、次の書類を添付してください。

オー c 事業協同組合等構成員表【様式 4-4】

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。(以下「団体」という)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること  
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が前記の欠格事項に該当しないことが必要です。

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### キ 重複応募の禁止

応募は、一団体に付き、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

#### ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### ケ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の面接審査への出席

#### コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

① オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

#### シ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

#### ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届【様式 10】」を提出してください。

#### セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

#### ソ 提出書類の取扱い・著作権

健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定

を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

## (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

## (3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

引継ぎに要する費用については、現在当施設の指定管理者となっている団体を除き、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。引継ぎは前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、市と指定管理者となる団体との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、以下の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限額を100万円とします。

詳細については、選定委員会による選定後、指定候補者と協議します。

【引継ぎの期間】 約1か月(令和3年2月ごろから令和3年3月ごろまで)

【引継ぎの人数】 8人(施設長、生活支援業務職員5人、事務職員1人、看護師1人)

### 【引継ぎ項目】

- ・入退所手続き業務
- ・生活支援業務

- ・就労支援業務
- ・給食業務
- ・巡回相談事業との連携業務
- ・現入所者の支援業務
- ・その他必要業務

#### (4) 指定候補者の変更

健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象

を言う)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

## ～生活自立支援施設～

### 指定管理者の応募関係書類（表紙）

- 1 提出書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入し、各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。
- 2 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。
- 3 提出書類には本表紙をつけ、アから順に並べ、原本1部、写しを9部提出してください。なお、写しの書類のうち5部はファイル綴りとし、4部についてはファイルをステープラー等で留めず、クリップで留めて提出してください。
- 4 事業計画書【様式2】においては、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

団体名		
確認欄	提出書類名	ページ番号
<input type="checkbox"/>	ア 指定申請書（横浜市生活自立支援施設設置条例施行規則別記様式（別記様式 第3条第1項））【様式1】	1
<input type="checkbox"/>	イ 事業計画書【様式2】	2
<input type="checkbox"/>	応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等【様式2】1-（1）-1	1-（1）-1
<input type="checkbox"/>	応募団体における自立支援施設指定管理業務の目標【様式2】1-（1）-2	1-（1）-2
<input type="checkbox"/>	応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績【様式2】1-（2）	1-（2）
<input type="checkbox"/>	職員の確保、配置及び育成【様式2】2-（1）	2-（1）
<input type="checkbox"/>	個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画【様式2】2-（2）	2-（2）
<input type="checkbox"/>	施設及び設備の維持保全及び管理【様式2】3-（1）	3-（1）
<input type="checkbox"/>	事故防止体制・緊急時の対応【様式2】3-（2）	3-（2）
<input type="checkbox"/>	防災に対する取組【様式2】3-（3）	3-（3）
<input type="checkbox"/>	施設における衛生管理や感染症対策【様式2】3-（4）	3-（4）
<input type="checkbox"/>	利用者ニーズの把握と運営への反映【様式2】3-（5）-1	3-（5）-1
<input type="checkbox"/>	利用者サービス向上の取組【様式2】3-（5）-2	3-（5）-2
<input type="checkbox"/>	本市重要施策に対する取組【様式2】3-（6）	3-（6）
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（設置理念を実現する運営内容）【様式2】4-（1）-1	4-（1）-1
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（事業実施にあたっての提案①）（退所支援の取組みについて）【様式2】4-（1）-2	4-（1）-2
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（事業実施にあたっての提案②）（退所支援の取組みについて）【様式2】4-（1）-3	4-（1）-3
<input type="checkbox"/>	事業の運営実施（アウトリーチ部門との連携）【様式2】4-（1）-4	4-（1）-4
<input type="checkbox"/>	ホスピタリティ【様式2】4-（2）	4-（2）

<input type="checkbox"/>	施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案【様式2】4-(3)	4-(3)
<input type="checkbox"/>	指定管理料の考え方【様式2】5-(1)-1	5-(1)-1
<input type="checkbox"/>	支出計画の考え方【様式2】5-(1)-2	5-(1)-2
<input type="checkbox"/>	新たな事業の提案【様式2】6-(1)	6-(1)
<input type="checkbox"/>	前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)【様式2】7-(2)	7-(2)
<input type="checkbox"/>	ウ 指定管理料提案書及び収支予算書【様式3】	3
<input type="checkbox"/>	エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書【様式 賃-1】	賃-1
<input type="checkbox"/>	オ 団体の概要【様式4】	4
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 オ-а 共同事業体の結成に関する申請書【様式4-2】	4-2
<input type="checkbox"/>	※共同事業体の場合 オ-б 共同事業体連絡先一覧【様式4-3】	4-3
<input type="checkbox"/>	※中小企業等協同組合の場合 オ-с 事業協同組合等構成員表【様式4-4】	4-4
<input type="checkbox"/>	カー1 申請団体役員名簿【様式5】	5
<input type="checkbox"/>	カー2 県警照会用エクセルファイル(データによる提出)	
<input type="checkbox"/>	キ 欠格事項に該当しない宣誓書【様式6】	6
<input type="checkbox"/>	ク 定款、規約その他これらに類する書類	7
<input type="checkbox"/>	ケ 法人にあつては、法人の登記事項証明書	8
<input type="checkbox"/>	コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)	9
<input type="checkbox"/>	サ 直近3か年の貸借対照表、財産目録、損益計算書等 (任意団体においては、これらに類する書類)	10
<input type="checkbox"/>	シ 過去3年間の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書	11
<input type="checkbox"/>	ス 横浜市税の納税状況調査の同意書【様式7】	12
<input type="checkbox"/>	セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書【様式8】 ※該当の場合のみ	13
<input type="checkbox"/>	ソ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類:労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	14
<input type="checkbox"/>	タ 健康保険の加入を確認できる書類:年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	15
<input type="checkbox"/>	チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類:年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	16
<input type="checkbox"/>	※ 加入の必要がないため、ソ・タ・チのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」【様式9】	17
<input type="checkbox"/>	ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)	18

□	テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	19
---	---------------------------------	----

指定申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
          団体名  
          代表者氏名

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市生活自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

【様式2】

# 横浜市生活自立支援施設はまかせ 管理運営に関する事業計画書

令和 年 月 日

横浜市 長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

各項目について、【様式2】1－(1) ～ 【様式2】7－(2) に従い、具体的に記述してください。

## 1 応募団体に関すること

- (1) 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、自立支援施設指定管理業務の目標等
- (2) 応募団体が行なった公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

## 2 職員配置・育成方針

- (1) 職員の確保、配置及び育成
- (2) 個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画

## 3 施設の維持管理運営について

- (1) 施設及び設備の維持保全及び管理
- (2) 事故防止体制・緊急時の対応
- (3) 防災に対する取組
- (4) 施設における衛生管理や感染症対策
- (5) 利用者ニーズの把握と運営への反映、利用者サービス向上の取組
- (6) 本市重要施策に対する取組

## 4 事業の運営・実施

- (1) 事業の運営実施
- (2) ホスピタリティ
- (3) 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案

## 5 指定管理料

- (1) 指定管理料の考え方等

## 6 その他

- (1) 新たな事業の提案

## 7 加減点項目

- (2) 前期の管理運営業務の実績（現在の指定管理者のみ）

【様式2】 1 - (1) - 1

1 応募団体に関すること

(1) - 1 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等

・【様式4】「応募団体の概要」の他、応募団体についてのアピールを記載してください。特に指定管理団体に選定した場合、本市にはどのようなメリットがあるのかを説明してください。

法人名

【様式2】 1 - (1) - 2

1 応募団体に関すること

(1) - 2 応募団体における自立支援施設指定管理業務の目標

・本施設の指定管理団体に選定された場合、どのような目標を立てて5年間の指定管理業務に取り組むのか、目標達成に向けた工程も含めて記載してください。なお、目標は具体的な数値を記入してください。

法人名

【様式2】 1 - (2)

1 応募団体に関すること

(2) 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

・応募団体が管理運営している公の施設及びその他類似施設の件数と、主な運営実績を記載してください。また、特にPRすべき事項があれば記載してください。

法人名

【様式2】 2 - (1)

2 職員配置・育成方針

(1) 職員の確保、配置及び育成

- ・ 自立支援施設を効果的かつ効率的に管理運営する職員の人員体制（雇用種別、人数など）と勤務体制（勤務時間、休日設定など）を具体的に記載してください。なお、記載にあたっては、施設の目的を達成する上での上記体制の効果やメリットも説明してください。
- ・ 上記体制における各職員の業務種別について、業務内容（所管事務）、必要な職能（資格、技能、経験値）、責任者の配置、採用の条件（経験値、資格、経歴など）などの概要を具体的に記載してください。
- ・ 自立相談支援機関として、各職員の相談支援業務に関する習熟度や資質の向上のための具体的な計画を記載してください。

法人名

【様式2】 2 - (2)

2 職員配置・育成方針

(2) 個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画

・個人情報保護その他の法令遵守に関する体制について、従事職員に対する研修計画を具体的に記載してください。

法人名

【様式2】 3 - (1)

3 施設の維持管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全及び管理

・施設利用期間中の利用者の安全確保や、公共建築物としての設備、備品等の長寿命化の点を踏まえて、建物・施設等の保守管理、点検、修繕、清掃、外構植栽等の管理等の計画（考え方、作業内容、作業頻度、作業体制など）について、記載してください。

法人名

【様式2】 3 - (2)

3 施設の維持管理運営  
(2) 事故防止体制・緊急時の対応

- ・事故防止マニュアル等の有無、事故対応研修・訓練等の実施計画、本市への報告体制等の施設管理運営について具体的に記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。
- ・緊急時の行動マニュアル等の有無、事故等の予見策としてヒヤリハット事例の検証、緊急対応訓練の評価等について、その内容や実施頻度等を記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。
- ・事故発生の原因究明や再発防止策、事故発生時の検証体制について、具体的に記載してください。

法人名

【様式2】 3 - (3)

3 施設の維持管理運営  
(3) 防災に対する取組

・発災時の対応について記載してください。記載にあたっては、発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策に触れてください。また、地域と連携した防災への取組の考え方があれば記載してください。

法人名

【様式2】 3 - (4)

3 施設の維持管理運営

(4) 施設における衛生管理や感染症対策

- ・施設の衛生管理や感染症対策について具体的に記載してください。

法人名

【様式2】 3 - (5) - 1

3 施設の維持管理運営

(5) - 1 利用者ニーズの把握と運営への反映

・利用者からの意見や要望、苦情等の把握方法と、それを把握した上でどのように施設運営に反映させるのか、その仕組みについて具体的に説明してください。

法人名

【様式2】 3 - (5) - 2

3 施設の維持管理運営  
(5) - 2 利用者サービス向上の取組

・施設運営における利用者サービス向上の取組（運営方法の改善、新たなサービスの実施など）について、市に対する提案があれば具体的に記載してください。

法人名

【様式2】 3 - (6)

3 施設の維持管理運営  
(6) 本市重要施策に対する取組

・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注等といった本市の重要施策に対する団体の取組について、具体的に記載してください。

法人名

【様式2】 4 - (1) - 1

4 事業の運営・実施

(1) - 1 事業の運営実施 (設置理念を実現する運営内容)

・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、利用者一人ひとりの状況に応じた支援をどのように行っていくのか、支援の進め方について記載してください。記載にあたっては、施設利用者の退所後の安定した居所確保に向けた支援など、施設利用者が再度路上に戻ることのないように、どのような点を中心に支援を進めるのか説明してください。

法人名

【様式2】 4 - (1) - 2

4 事業の運営・実施

(1) - 2 事業の運営実施 (事業実施にあたっての提案①)

・多種多様な課題を抱えた人たちが施設を利用しています。そのため、個々の利用者の状況に合わせた支援が必要となります。多種多様な課題解決のため、具体的にどのような支援を行っていくのが記載してください。

法人名

【様式2】 4 - (1) - 3

4 事業の運営・実施

(1) - 3 事業の運営実施 (事業実施にあたっての提案②)

- ・①退所後の安定した生活の実現には、生活保護や生活困窮者自立支援制度、その他様々な関係機関や社会資源との連携した支援が必要となることが多くあります。その進め方について記載してください。
- ・②様々な理由で集団生活が困難な利用者について、どのように関係機関と連携し、支援の引継ぎを行うか具体的に記載してください。

法人名

【様式2】 4 - (1) - 4

4 事業の運営・実施

(1) - 4 事業の運営実施 (アウトリーチ部門との連携)

・自立相談支援機関のアウトリーチ活動を、どのように利用者支援や施設での自立支援に役立てていくのか、具体的に記入してください。

法人名

【様式2】 4－(2)

4 事業の運営・実施  
(2) ホスピタリティ

・施設利用者に対するホスピタリティの取り組みとして、どのようなことに取り組んでいるのか具体的に記載してください。

法人名

【様式2】 4 - (3)

4 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案

(3) 施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案

- ・施設が設置されている地域の実情を踏まえ、指定管理者として、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源とどのように連携して施設を運営するのか記載してください。

法人名

【様式2】 5 - (1) - 1

5 指定管理料

(1) - 1 指定管理料の考え方

・提案している指定管理料について、効果的かつ効率的な運営のためにどのような点に工夫をしているのか記載してください。

法人名

【様式2】 5 - (1) - 2

5 指定管理料

(1) - 2 支出計画の考え方

・支出計画の基本的な考え方について記載してください。記載にあたっては、PRすべき特徴などの他、利用者サービスや修繕費などへの各支出費目の配分の考え方等について説明してください。

法人名

【様式2】 6 - (1)

6 その他

(1) 新たな事業の提案

・自立支援施設の特徴を生かし、新たな社会資源の創出や人権、教育、地域貢献等に関する計画があれば、自由に記載してください。記載にあたっては、計画の工程も説明してください。

法人名

【様式2】 7－（2）

7 加減点項目

(2) 前期の管理運営の実績

・前記の管理運営の実績について、具体的に記載してください。

法人名

【様式3】

## 指定管理料提案書（収支予算書）

（単位：千円）

### 【収入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料		
<b>合 計</b>		

### 【支出】

科 目	金 額	内 訳
<b>人件費</b>		
常勤職員		
アルバイト		
<b>施設管理費</b>		
就職援助費		
賃借料(寝具、複写機等)		
入所者衣類・日用品費		
入所者食料費		
入所者健康診断料		
需用費		
役務費		
旅費		
施設消毒費		
報償費		
委託料(清掃費、塵芥処分料、給食業務委託料、厨房機器点検整備等)		
備品購入費		
公課費		
雑費		
<b>合 計</b>		

<b>法 人 名</b>	
--------------	--

### 【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の前算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、合わせて提出してください。

【様式 賃－1】

## 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

団体名 \_\_\_\_\_

### 1 基礎単価

	基礎単価（円）
正規雇用職員等（A）	
臨時雇用職員等（a）	

※一人一年あたり

### 2 雇用形態別の配置予定人数

	配置予定人数（人）				
	X年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度	X+4年度
正規雇用職員等（C）					
臨時雇用職員等（c）					

### 3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、下の欄に理由をご記入ください。

（記入例）正規雇用職員についてX年度のみ配置人数が多いのは、区制100周年に合わせて通年で様々なイベントを行うために、人員を増やして対応しようと考えているためです。

臨時雇用職員について前半の3年度に比べて残りの2年度の人数が少ないのは、職員のノウハウが蓄積されることにより業務が効率化され、配置人数もスリム化できると考えているためです。

【様式4】

## 団体の概要

(令和2年4月現在)

(ふりがな) 団体名	( )			
所在地	〒			
	※法人にあつては登記簿上の本店所在地を、任意団体にあつては代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(【様式8】同意書による)に使用します)。			
設立年月日	年 月			
沿革				
事業内容等				
財政状況	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	【氏名】		【所属】	
	【電話】		【FAX】	
	【E-mail】			
特記事項				

## 共同事業体の結成に関する申請書

横浜市長

共同事業体の名称 \_\_\_\_\_

共同事業体代表団体 所在地

団体名

代表者職・氏名

㊞

横浜市生活自立支援施設の公募に参加するため、公募要項に基づき、以下のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

共同事業体の 目的		
共同事業体の 名称		
共同事業体の 事務所所在地		
共同事業体の 構成団体（代表 団体も構成団体 として記載する こと）	所在地	
	団体名	
	所在地	
	所在地	
	団体名	
共同事業体の 代表団体	所在地	
	団体名	
代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係に おいて共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限	

(裏面あり)

共同事業体の結 成及び解散	当共同事業体は、 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
共同事業体の業 務遂行及び債務 の履行について の責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い、当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲渡 制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはしません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

令和 年 月 日

代表団体 所在地  
団体名  
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地  
団体名  
職・氏名 ⑩

構成団体 所在地  
団体名  
職・氏名 ⑩

【様式4-3】

## 共同事業体連絡先一覧

共同事業体名 \_\_\_\_\_ .

[代表構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

[構成団体 担当者連絡先]

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

【様式 4 - 4】

事業協同組合等構成員表

1 事業協同組合等	
所在地 名称 代表者名	㊟
担当者 氏名 所属 所在地 電話 E-mail	FAX
役割分担：	

2 担当組員	
所在地 名称 代表者名	㊟
担当者 氏名 所属 所在地 電話 E-mail	FAX
役割分担：	

3 担当組員	
所在地 名称 代表者名	㊟
担当者 氏名 所属 所在地 電話 E-mail	FAX
役割分担：	

4 担当組合員以外の組合員		
所 名	在	地 称

(備考) 指定管理者としての業務を行う組合員は、すべて「担当組合員」として記載してください。

記入欄が足りない場合は、本様式に準じた様式を作成



【様式6】

## 欠格事項に該当しない宣誓書

令和 年 月 日

横浜市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

横浜市生活自立支援施設指定管理者公募要項に記載の、欠格事項に該当しないことを宣誓します。

【様式 7】

## 横浜市税の納税状況調査の同意書

令和 年 月 日

横浜市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑨

(横浜市税の手続きにおいて、通知等送付先の登録が  
上記所在地と異なる場合は、下記もご記入ください)

通知等送付先

当団体は、横浜市生活自立支援施設の指定管理者として応募するにあたり、指定管理者選定時及び、指定管理者に選定された場合、指定期間内に毎年 1 回、横浜市が以下の市税納付状況調査を行うことに同意します。

- (1) 市民税・県民税（特別徴収分）
- (2) 市民税・県民税（普通徴収分）
- (3) 法人市民税
- (4) 事業所税
- (5) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (6) 固定資産税（償却資産）
- (7) 軽自動車税

【様式8】

## 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

令和 年 月 日

横浜市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を、直近3か年の事業年度において実施していないことを宣誓します。

【様式9】

令和 年 月 日

横浜市長

所在地  
団体名  
代表者氏名

印

労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書

横浜市生活自立支援施設の指定管理者選定にあたり、以下の内容について申し出いたします。

1. 労働保険（労災保険・雇用保険）について、以下の理由により加入の必要はありません。

(1) 労災保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

令和（ ）年（ ）月（ ）日、

（ ）に、

（電 話 ・ 訪 問）により確認しました。

(2) 雇用保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

令和（ ）年（ ）月（ ）日、

（ ）に、

（電 話 ・ 訪 問）により確認しました。

- 2. 健康保険について、以下の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

令和（ ）年（ ）月（ ）日、

（ ）に、

（電 話 ・ 訪 問）により確認しました。

- 3. 厚生年金保険について、以下の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、

令和（ ）年（ ）月（ ）日、

（ ）に、

（電 話 ・ 訪 問）により確認しました。

※ 該当する□欄にチェックのうえ、必ず「理由」も記載すること。

今後、記載した内容などが変更となり、雇用保険等の加入義務が生じた場合には、直ちに加入手続きを行うとともに、横浜市に対して報告を行います。

#### 【問合せ先】

##### ○労災保険について

厚生労働省のホームページより、「都道府県労働局（労働基準監督署）所在地一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

##### ○雇用保険について

厚生労働省のホームページより、「都道府県労働局（公共職業安定所）所在地一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

##### ○健康保険・厚生年金保険について

日本年金機構のホームページより、「全国の相談・窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

【様式 10】

## 辞 退 届

令和 年 月 日

横浜市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

横浜市生活自立支援施設の指定管理者の申請を辞退します。

担当者連絡先

(ふりがな) 氏 名			
部署・職名			
電話番号		F A X	
E-mail			

# 事業計画書（様式2）記載要領

## 1 応募団体に関すること

### (1) - 1 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等

・(様式4)「応募団体の概要」の他、応募団体についてのアピールを記載してください。特に指定管理団体に選定した場合、本市にはどのようなメリットがあるのかを説明してください。

### (1) - 2 応募団体における自立支援施設指定管理業務の目標

・本施設の指定管理団体に選定された場合、どのような目標を立てて5年間の指定管理業務に取り組むのか、目標達成に向けた工程も含めて記載してください。なお、目標は具体的な数値を記載してください。

### (2) 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

・応募団体が管理運営している公の施設及びその他類似施設の件数と、主な運営実績を記載してください。また、特にPRすべき事項があれば記載してください。

## 2 職員配置・育成方針

### (1) 職員の確保、配置及び育成

・自立支援施設を効果的かつ効率的に管理運営する職員の人員体制（雇用種別、人数など）と勤務体制（勤務時間、休日設定など）を具体的に記載してください。なお、記載にあたっては、施設の目的を達成する上での上記体制の効果やメリットも説明してください。

・上記体制における各職員の業務種別について、業務内容（所管事務）、必要な職能（資格、技能、経験値）、責任者の配置、採用の条件（経験値、資格、経歴など）などの概要を具体的に記載してください。

・自立相談支援機関として、各職員の相談支援業務に関する習熟度や資質の向上のための具体的な計画を記載してください。

### (2) 個人情報保護その他の法令遵守に関する体制と研修計画

・個人情報保護その他の法令遵守に関する体制について、従事職員に対する研修計画を具体的に記載してください。

## 3 施設の維持管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全及び管理

・施設利用期間中の利用者の安全確保や、公共建築物としての設備、備品等の長寿命化の点を踏まえて、建物・施設等の保守管理、点検、修繕、清掃、外構植栽等の管理等の計画（考え方、作業内容、作業頻度、作業体制など）について、記載してください。

### (2) 事故防止体制・緊急時の対応

・事故防止マニュアル等の有無、事故対応研修・訓練等の実施計画、本市への報告体制等の施設管理運営について具体的に記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。

・緊急時の行動マニュアル等の有無、事故等の予見策としてヒヤリハット事例の検証、緊急対応訓練の評価等について、その内容や実施頻度等を記載してください。なお、既存のマニュアル等がある場合は添付してください。

・事故発生の原因究明や再発防止策、事故発生時の検証体制について、具体的に記載してください。

(3) 防災に対する取組

・発災時の対応について記載してください。記載にあたっては、発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策に触れてください。また、地域と連携した防災への取組の考え方があれば記載してください。

(4) 施設における衛生管理や感染症対策

・施設の衛生管理や感染症対策について具体的に記載してください。

(5) - 1 利用者ニーズの把握と運営への反映

・利用者からの意見や要望、苦情等の把握方法と、それを把握した上でどのように施設運営に反映させるのか、その仕組みについて具体的に説明してください。

(5) - 2 利用者サービス向上の取組

・施設運営における利用者サービス向上の取組（運営方法の改善、新たなサービスの実施など）について、市に対する提案があれば具体的に記載してください。

(6) 本市重要施策に対する取組

・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注等といった本市の重要施策に対する団体の取組について、具体的に記載してください。

4 事業の運営・実施

(1) - 1 事業の運営実施（設置理念を実現する運営内容）

・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、利用者一人ひとりの状況に応じた支援をどのように行っていくのか、支援の進め方について記載してください。記載にあたっては、施設利用者の退所後の安定した居所確保に向けた支援など、施設利用者が再度路上に戻ることはないように、どのような点を中心に支援を進めるのか説明してください。

(1) - 2 事業の運営実施（事業実施にあたっての提案①）

・多種多様な課題を抱えた人たちが施設を利用しています。そのため、個々の利用者の状況に合わせた支援が必要となります。多種多様な課題解決のため、具体的にどのような支援を行っていくのか記載してください。

(1) - 3 事業の運営実施（事業実施にあたっての提案②）

- ① 退所後の安定した生活の実現には、生活保護や生活困窮者支援制度、その他様々な関係機関や社会資源との連携した支援が必要となることが多くあります。その進め方について記載してください。
- ② 様々な理由で集団生活が困難な利用者について、どのように関係機関と連携し、支援の引継ぎを行うか具体的に記載してください。

(1) - 4 事業の運営実施（アウトリーチ部門との連携）

・自立相談支援機関のアウトリーチ活動を、どのように利用者支援や施設での自立支援、退所後の支援に役立っていくのか、具体的に記入してください。

(2) **ホスピタリティ**

・施設利用者に対するホスピタリティの取り組みとして、どのようなことに取り組んでいるのか具体的に記載してください。

(3) **施設設置地域の理解と課題を踏まえた事業提案**

・施設が設置されている地域の実情を踏まえ、指定管理者として、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源とどのように連携して施設を運営するのか記載してください。

5 **指定管理料**

(1) - 1 **指定管理料の考え方**

・提案している指定管理料について、効果的かつ効率的な運営のためにどのような点に工夫をしているのか記載してください。

(1) - 2 **支出計画の考え方**

・支出計画の基本的な考え方について記載してください。記載にあたっては、PRすべき特徴などの他、利用者サービスや修繕費などへの各支出費目の配分の考え方等について説明してください。

6 **その他**

(1) **新たな事業の提案**

・自立支援施設の特性を生かし、新たな社会資源の創出や人権、教育、地域貢献等に関しての計画があれば、自由に記載してください。記載にあたっては、計画の工程も説明してください。

7 **加減点項目**

(2) **前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）**

・前記の管理運営の実績について、具体的に記載してください。

## 横浜市生活自立支援施設はまかせ 指定管理者選定スケジュール表（案）

選定委員会	時期	事務局
☆ 第1回選定委員会・施設見学の開催 ・選定委員委員長の選出 ・選定スケジュールの決定 ・公募要項の決定  ☆ 第2回選定委員会の開催 ・応募団体の書類審査、ヒアリング ・指定管理候補団体の選定	3月9日(月)	
	3月19日(木)～4月30日(木)	公募要項の配布開始(HP掲載)
	3月30日(月) 4月10日(金)	現地見学会、応募説明会の受付 現地見学会、応募説明会の実施
	4月10日(金)～4月17日(金) 4月24日(金) 5月18日(月)～5月22日(金)	公募要項に関する質問受付 公募要項に関する質問回答(HP掲載) 応募書類の受付期間
	7月上旬～8月中旬	
	8月中旬	選定結果の通知(HP公表)
	10月中旬	仮協定締結
	12月下旬	指定管理者の指定(市会第4回定例会)
	1月上旬	本協定締結

平成29年度横浜市生活自立支援施設指定管理者第三者評価結果一覧表

資料9

評価項目・評価指標	配点	採点			指定管理者 自己評価	評価委員会 評価結果
		A	B	C		
<b>評価領域1 利用者本人の尊重</b>						
<b>1-(1)利用者本位の理念</b>						
職員が法人の基本理念を理解し利用者の自立支援が図られているか。また、指定管理施設として公の施設設置目的にかなった事業の実施が行えているか。(職員理解含む)	10	10	6	3	A	A
<b>1-(2)利用者ニーズを正しく把握した適切な支援プランの作成</b>						
健康診断の結果を踏まえたアセスメントを実施した上で支援プランを作成しているか。法に規定する支援調整会議を開催し利用者の同意が得られているか。支援開始時・入所後2W・プラン変更時・終結時に支援調整会議が実施されているか。	15	15	10	5	A	A
<b>1-(3)苦情対応</b>						
苦情・要望の受付体制の整備、適正な対応、処理報告書の作成、横浜市への報告書提出が行われているか。	15	15	10	5	A	A
<b>1-(4)利用者アンケート</b>						
利用者からの施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上指定管理者による自己評価・公表が行われているか。また、迅速なニーズ対応が実施されているか。	10	10	6	3	B	B
<b>1-(5)個人情報保護・人権擁護</b>						
個人情報保護体制の構築、周知・徹底がされているか。責任体制の明確化、管理運営外の目的に使用されていないか。保護条例を遵守しているか。研修の実施がされているか。	10	10	6	3	A	B
<b>評価領域2 職員配置・人材育成</b>						
<b>2-(1)勤務形態・職員体制</b>						
① 利用者の自立支援を図る施設目的を達成するため、効果的かつ効率的な人員及び勤務体制が図られているか。	10	10	6	3	A	A
② 国の掲げる職員体制の3職種が整備され、適切な事業実施が実現されているか。入所者ニーズに応じた職員配置が検討されているか。	15	15	10	5	B	B
③ 法人による研修計画に基づき階層別研修等が実施されているか。施設としても、定期的に支援技術向上のための研修が行われ職員の資質向上が図られているか。	5	5	3	1	A	A
<b>評価領域3 事業運営</b>						
<b>3-(1)法に基づく一時生活・自立支援事業の一体的運営</b>						
① 生活困窮者自立支援法の理念を踏まえた上で、利用者一人ひとりに寄り添った支援の進め方、個々の置かれた状況に着目した支援の進め方が示されているか。若年層・障害者・女性・依存症者・認知症者等、に対し個別のニーズに合った適切な支援が実施されているか。	15	15	10	5	A	A
② アウトリーチ活動による生活困窮者の発見、施設入所から退所後までの包括的な支援(安定した居所確保、再路上化の未然防止に向けた一体的な支援)が実施されているか。	10	10	6	3	A	A
③ 自立相談支援機関として、利用者支援の継続性を踏まえた上で、関係機関との連携や引継ぎが実施され退所後も含めた自立支援が図られているか。	10	10	6	3	A	A
④ 団体の就労支援の進め方が就労意欲の向上に向けて効果的なものとなり、傷病等により就労が困難な利用者に対しては他の福祉制度の活用など包括的な支援が進められているか。	10	10	6	3	A	A
<b>3-(2)金銭管理</b>						
利用者の所持金の管理が適切に行えているか。	20	20	13	6	B	B
<b>3-(3)地域連携</b>						
施設が設置されている地域の実情を踏まえ、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源と連携し施設運営が図れているか。	15	15	10	5	A	A
<b>3-(4)業務改善</b>						
事例検討や懇談会、調整会議を通じ、課題の抽出を行い、施設としてのサービスや機能について整理されているか。	10	10	6	3	B	B
<b>評価領域4 施設の維持・管理</b>						
<b>4-(1)施設及び設備の維持保全及び管理</b>						
施設利用者の安全確保、長寿命化の観点から施設・設備等について保守管理や点検、修繕等の維持保全が計画的に実行されているか。また、施設利用者の快適性、公共建築物としての美化推進のために清掃等の管理が計画的に実施されているか。	15	15	10	5	A	B
<b>4-(2)事故防止体制・緊急時対応</b>						
事故対応研修・訓練等の実施計画は充分なものとなっているか、ヒヤリハット事例の検証や事故発生の原因究明、再発防止策等の検証が実施され施設運営に反映されているか。	10	10	6	3	A	A
<b>4-(3)衛生管理や感染症対策</b>						
施設や給食等の衛生管理が具体的なものとなっているか。また、感染症対策の予防と発生後の対応について具体的なものとなっているか。	10	10	6	3	A	A
<b>4-(4)防災に対する取り組み</b>						
発災時の対応体制や施設利用者の安全確保策が具体的なものとなり防災訓練等の実施が図られているか。また、地域と連携した防災の取り組みがされているか。	10	10	6	3	A	A
<b>4-(5)本市重要施策</b>						
市の重要施策を理解し積極的に取り組みがおこなわれているか。(情報公開、人権尊重、環境配慮、優先発注等)	10	10	6	3	A	A
<b>4-(6)文書管理</b>						
文書の内容に応じ保存期間が定められており、適正に保管・廃棄されている等帳簿類の整備がされているか。	10	10	6	3	B	B
<b>評価領域5 経営管理</b>						
<b>5-(1)施設長のリーダーシップ・主任の役割</b>						
施設長は自ら施設の理念や基本方針等を実行しているか。また、主任クラスの職員がスーパーバイザーとして役割を果たし、組織運営が円滑に図られているか。	20	20	13	6	A	B
<b>5-(2)効果的かつ効率的な運営</b>						
指定管理料に効果的かつ効率的な運営のために工夫している点が認められ、利用者サービスや修繕費等へ十分に配慮されたものとなっているか。	20	20	13	6	A	B
<b>5-(3)指定管理料の適正な執行</b>						
指定管理料の額は適切であるか。また、適切な執行が実施されているか。	15	15	10	5	A	B

総合評価	指定管理者 自己評価	B 276点	総合評価採点基準(300点満点)			
	評価委員会 評価結果	B 248点	A	280点以上	概ね、A評価19項目以上	
			B	235~279点	概ね、A評価12項目、B評価11項目	
			C	190~234点	概ね、全項目B評価	
			D	140~189点	概ね、B評価12項目、C評価11項目	
E	139点以下	C評価が過半数を占めている				

生活困窮者自立支援法

目次

第一章

総則（第一条—第四条）

第二章

都道府県等による支援の実施（第五条—第十五条）

第三章

生活困窮者就労訓練事業の認定（第十六条）

第四章

雑則（第十七条—第二十六条）

第五章

罰則（第二十七条—第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援

事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

三 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

四 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

五 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

## 第二章 都道府県等による支援の実施

### （生活困窮者自立相談支援事業）

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

二 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

三 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

二 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### （生活困窮者就労準備支援事業等）

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支

給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者一時生活支援事業
- 二 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第一項第十三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

（利用勧奨等）

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

（支援会議）

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。

(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要す

る費用

二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用

四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号に掲げる事業の実施に要する費用

五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。)の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内

二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内

3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定によ

り市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

### 第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

### 第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

する方法をいう。) その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

#### (不正利得の徴収)

第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

#### (受給権の保護)

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

#### (公課の禁止)

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

#### (報告等)

第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (資料の提供等)

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

## 第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （平成二八年五月二〇日法律第四七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

#### 附 則 （平成三〇年六月八日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成十四年八月七日法律第百五号)

(一部改正：平成二四年六月二七日法律第四六号)

(一部改正：平成二九年六月二一日法律第六八号)

## 第一章 総則（第一条—第七条）

## 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

## 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

## 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

## 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

## （ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなるこ

とを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の

確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
  - 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
  - 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
  - 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

（実施計画）

- 第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第三章 財政上の措置等

（財政上の措置等）

- 第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

#### 第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成二四法四六）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九法六八）

この法律は、公布の日から施行する。

## ○横浜市生活自立支援施設条例

平成 15 年 2 月 25 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 2 条第 5 項第 3 条第 6 項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者(以下「対象生活困窮者」という。)に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ(以下「自立支援施設」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 27 条例 16・平 30 条例 50・一部改正)

(事業)

第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) 対象生活困窮者に対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
- (2) 対象生活困窮者に対する生活に関する相談及び支援
- (3) 対象生活困窮者に対する健康に関する相談及び支援並びに健康診断
- (4) 対象生活困窮者に対する就労等の支援
- (5) 対象生活困窮者に対する居住の場所の確保の支援
- (6) その他前各号に準ずる事業

(平 27 条例 16・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第 3 条 次に掲げる自立支援施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 自立支援施設の施設の利用の許可等に関すること。
  - (2) 前条に規定する事業の実施に関すること。
  - (3) 自立支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定める業務
- 2 指定管理者は、横浜市の対象生活困窮者の自立支援に関する施策の方針を理解し、対象生活困窮者の生活状況及び自立支援施設のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に対象生活困窮者の自立支援のための事業を実施するものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、自立支援施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 8 条第 1 項に規定する横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(平 17 条例 76・追加、平 23 条例 48・平 27 条例 16・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例76・追加)

(管理の業務の評価)

第5条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第3条第1項各号に掲げる自立支援施設の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用の許可)

第6条 自立支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に自立支援施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

- (1) 自立支援施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 自立支援施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 自立支援施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(平17条例76・旧第3条繰下・一部改正、平23条例48・旧第5条繰下)

(利用の制限等)

第7条 指定管理者は、自立支援施設の利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平17条例76・旧第4条繰下・一部改正、平23条例48・旧第6条繰下)

(横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会)

第8条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加、平27条例16・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例76・旧第6条繰下、平23条例48・旧第7条繰下)

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 5 月規則第 69 号により同年 6 月 1 日から施行)

#### 附 則(平成 17 年 6 月条例第 76 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市ホームレス自立支援施設条例第 5 条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 23 年 12 月条例第 48 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

#### 附 則(平成 27 年 2 月条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に横浜市ホームレス自立支援施設条例第 6 条第 1 項の規定により許可を受けた者に係る施設の利用については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成 30 年 9 月条例第 50 号)

この条例中、第 1 条の規定は平成 30 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市生活自立支援施設条例施行規則

平成 15 年 5 月 30 日

規則第 70 号

横浜市生活自立支援施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市生活自立支援施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市生活自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 横浜市生活自立支援施設はまかせ(以下「自立支援施設」という。)の定員は、250 人とする。

(平 23 規則 83・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 3 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日に属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 自立支援施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 96・全改、平 23 規則 83・一部改正)

(利用期間)

第 4 条 自立支援施設を連続して利用する場合の利用期間は、3 月以内でなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、6 月を限度として、3 月を超えて利用することができる。

(平 17 規則 96・平 23 規則 83・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 17 規則 96・旧第 6 条繰上、平 18 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 9 月規則第 83 号)

(施行期日)

1 この規則中、第 3 条第 2 項第 2 号の改正規定及び別記様式注意 3 の改正規定は公布の日から、第 2 条の改正規定及び第 4 条ただし書の改正規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条ただし書の改正規定の施行の際現に横浜市ホームレス自立支援施設条例(平成 15 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 5 条第 1 項の規定による許可を受けている者については、この規則による改正後の横浜市ホームレス自立支援施設条例施行規則第 4 条ただし書の規定を適用する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 横浜市生活自立支援施設はまかぜの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

横浜市生活自立支援施設運営要綱

制 定 平成 6年 8月 31日

最近改正 平成 31年 1月 31日 健生支第 2375号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15年 2月 15日 条例第 1号。以下「条例」という。）及び横浜市生活自立支援施設条例施行規則（平成 15年 5月 30日 規則第 70号。以下「規則」という。）に基づき実施する横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(施設における支援の目的)

第2条 施設は、その利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、必要な支援を行うことで、その自立を実現し、安定した居所の確保を推進することを目的とする。

(職員)

第3条 条例第 3条 第 4項の規定に基づき、市長に指定された施設の指定管理者は、次の職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 事務員
- (3) 生活支援員（以下「支援員」という。）
- (4) 看護師
- (5) 職業相談員（公共職業安定所より派遣）
- (6) その他施設の管理のために必要な職員

2 指定管理者は、前条の目的を達成するため、職員の能力向上に努める。

(施設の利用許可)

第4条 条例第 6条の規定により施設の利用許可を受けようとする者（以下「利用申請者」という。）は、利用許可申請書（第 1号様式）を指定管理者に提出する。

2 前項の規定に基づき、利用許可申請書の提出を受けた指定管理者は、横浜市生活困窮者一時生活支援事業要綱に規定する入所依頼書を確認し、速やかに利用の許可、不許可について決定する。

3 指定管理者は、各区福祉保健センター長（以下「センター長」という。）と協議した上で、施設の利用許可または不許可を決定する。

(利用許可通知)

第5条 指定管理者は、条例第6条第1項の規定に基づき施設の利用を許可した場合は、利用許可通知書（第2号様式）を利用申請者に発行する。

2 前項の規定にかかわらず、利用申請者の緊急性を勘案して施設の利用を許可した場合は、利用許可通知書を後日に発行する。

（利用不許可通知）

第6条 指定管理者は、条例第6条第3項の規定に基づき施設の利用を許可しない場合には、利用不許可通知書（第3号様式）を発行する。

2 前項の規定にかかわらず、利用申請者の緊急性を勘案して施設の利用を許可しなかった場合は、利用不許可通知書を後日に発行する。

（利用許可の取り消し等）

第7条 指定管理者は、利用者が条例第7条第1項各号の規定に該当した場合、利用の許可を取り消し、退所を命じることができる。この場合、利用許可取消通知書（第4号様式）を利用者に発行する。

ただし、利用者が利用期間終了前に退所をした場合には、退所日以降の利用許可を取り消したものとみなす。

2 指定管理者は、利用者が条例第7条第1項各号に該当した場合には、速やかにセンター長にその状況を報告する。

（利用期間の変更手続き）

第8条 指定管理者は、横浜市生活自立支援施設条例施行規則第4条に規定する期間の範囲内において、センター長と協議した上でその利用期間を変更できる。

2 指定管理者は、利用期間を変更した場合、新たな施設の利用期間を記載した利用期間変更通知書（第5号様式）を利用者に発行する。

（健康管理支援）

第9条 指定管理者は、利用者に対して、入所後速やかに健康診断を受けさせる。

2 健診の結果等により、医療機関の受診や療養が必要とされた利用者に対して、指定管理者は、センター長や医療機関等と連携して療養の支援等、適切に支援する。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者が入所直前に健康診断を受けている場合等は、健康診断の全部又は一部を省略することができる。

（生活用品等の給付）

第10条 施設での利用者に対する生活用品等の給付等は、必要最小限のものをすべて現物で給付又は貸与する。

(自立に向けた支援)

第 11 条 指定管理者は、生活困窮者自立支援法に基づく各規定を順守し、その趣旨を踏まえた上で、利用者の自立を支援する。

2 前条の規定に関わらず、指定管理者は、支援の実施上やむを得ないと判断する場合、別表の範囲内で必要な経費を支給または貸し付けることができる。

なお、経費の支給及び貸与を実施した場合は必要最小限の経費とし、支出状況及び返済状況の詳細を確認できるよう記録を作成しなければならない。

(外部機関と連携した支援)

第 12 条 指定管理者は、利用者の自立等を目的とした支援に関する研修等の実施のため、外部機関との連携を図る。また、健康福祉局長が施設の支援の充実に必要と認めた場合、必要に応じて外部講師を活用することができる。

(施設内作業)

第 13 条 指定管理者は、必要と認めた施設内の作業を、利用者のうち希望する者に行わせることができる。

(謝金の支払い)

第 14 条 指定管理者は、第 12 条、第 13 条に規定した事業を実施した場合には、謝金を支払うことができる。

(事業報告)

第 15 条 指定管理者は、施設の運営状況を記録した事業実績報告を月毎に取りまとめ、翌月 15 日までに健康福祉局長に報告する。

(料金の不徴収)

第 16 条 自立支援施設の利用については、利用者からは利用料金を徴収しない。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 11 月 7 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の緊急一時宿泊所運営事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の屋外生活者自立支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類等はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際して、この要綱施行前の横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱の規定により作成されている様式書類はなお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

## 横浜市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

制 定 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2842 号（健康福祉局長決裁）

最近改正 平成 30 年 10 月 1 日 健生支第 1730 号（健康福祉局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 本要綱は、生活困窮者自立支援法第 5 条に基づき、生活困窮者自立相談支援事業（以下、本事業という。）を実施するにあたり、関係法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第 2 条 本要綱における用語は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、以下のとおりとする

- (1) 「自立相談支援機関」とは、本事業を実施する福祉保健センター又は本事業を委託等により実施する関係機関をいう。
- (2) 「施設型自立相談支援事業」とは、法第 7 条第 2 項第 1 号による生活困窮者一時生活支援事業の対象となる者に対して、当該施設において本事業による相談支援を行うものをいう。

## （実施主体等）

第 3 条 本事業の実施主体は横浜市とし、運営主体は各区福祉保健センターとする。ただし、施設型自立相談支援事業の運営主体は、横浜市生活自立支援施設とする。

- 2 施設型自立相談支援事業の実施に必要な事項は、別に定める。

## （配置職種）

第 4 条 本事業を各区福祉保健センターで実施するにあたり、別に国が示す「自立相談支援事業実施要領」（以下、「国要領」という。）により配置が必要となる職種のうち、国要領 3（2）アに定める「主任相談支援員」は、各区福祉保健センター生活支援課（以下、区生活支援課という。）に配置される社会福祉職職員をもって充てる。

- 2 国要領 3（2）イの「相談支援員」及びウの「就労支援員」は、区生活支援課に配置する自立相談支援員をもって充てることとし、自立相談支援員が当該 2 職種の役割を兼ねるものとする。

## （相談窓口の設置）

第 5 条 本事業の相談窓口は、区生活支援課の相談窓口をもって設置する。

- 2 当該相談窓口においては、区生活支援課で実施している生活相談及び住居のない者に

に対する相談支援等に加え、本事業による相談機能を統合し、一体的に相談支援を行うものとする。

- 3 本事業の利用に向けての相談対応は、原則として区生活支援課の社会福祉職職員が行う。

#### (支援対象者)

第6条 本事業による支援対象者は、法第3条第1項に定める生活困窮者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該区内に居住地を有する者又は居住地がない者にあつては当該区内が現在地である者
  - (2) 当該個人または世帯が、生活保護受給中でない者
- 2 前項に定めるもののほか、相談者の状況を勘案し、福祉保健センター長が必要と認める場合には、支援対象者とすることができる。

#### (相談支援の手順等)

第7条 本事業による相談支援の実施にあつては、国要領及び「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に沿うこととする。

- 2 区生活支援課において、来所又は電話等による相談を受け付けた場合には、その内容について総合相談票（生活困窮者自立支援制度用）に記載のうえ、速やかに所管課長まで供覧を行う。
- 3 本事業の利用申込は、原則として区生活支援課の社会福祉職職員が受け付けることとする。担当となる自立相談支援員への引継ぎにあつては、前項による総合相談票の内容とともに、想定される支援内容について共有のうえ、自立相談支援員による適切なアセスメント及びスクリーニングが行われるよう留意する。

#### (台帳等の整備)

第8条 本事業の新規申込者について、区生活支援課の社会福祉職職員は支援対象者管理台帳を整備し、各月の状況について所管課長の確認を受けることとする。

- 2 本事業の利用申込を受けた相談者については、担当となる自立相談支援員が支援対象者管理台帳を整備し、各月の状況について所管課長の確認を受けることとする。

#### (緊急的な支援)

第9条 法第6条及び法第7条第2項に定める各事業の利用にあつては、原則として本事業によるアセスメント及びスクリーニングを経ることとする。ただし、緊急に法第6条に定める住居確保給付金の支給又は法第7条第2項第1号に定める一時生活支援事業

の利用を要すると認められる場合は、本事業の手続きに先立ち、別に定める各事業の利用手続きを経て、必要な支援を開始することができる。

(継続支援の要否判断)

第 10 条 自立相談支援員は、本事業の申込を受けた相談者に対してアセスメントを行い、本事業による支援の継続の要否についてのスクリーニングを行う。

2 スクリーニングの結果、本事業による対応を終了する場合には、相談対応終了時に所定の事項を記載し、速やかに所管課長の決裁を受けることとする。

3 本事業による継続的な支援を行うには、支援プラン案の策定に向け、アセスメント及びスクリーニングの内容について、自立相談支援と社会福祉職職員及び所管係長との間で確認を行う。

(支援プラン案の事前協議)

第 11 条 支援プラン案は、国要領 4 (2) アの趣旨を踏まえ、自立相談支援員が相談者と協働して作成する。なお、その内容について、支援調整会議を行う前に、自立相談支援と社会福祉職職員及び所管係長との間で予め協議するものとする。

(支援調整会議)

第 12 条 本事業の実施にあたり開催する支援調整会議は、国要領 5 の趣旨を踏まえ以下のとおりとする。

(1) 個別支援調整会議 (以下、個別会議という)

(2) 定例支援調整会議 (以下、定例会議という)

2 スクリーニングの結果、本事業による継続的な支援を実施する場合には、個別会議において予め支援計画案の協議及び確認を行うこととする。ただし、支援対象者の状況に鑑み、緊急を要する場合についてはこの限りでない。

3 前項ただし書きによる緊急的な支援を行った場合でも、速やかに支援計画案を作成し、個別会議において協議・確認を行うこととする。

4 個別会議及び定例会議の開催方法については、別に定める設置運営要綱による。

(支援決定)

第 13 条 福祉保健センター長は、個別会議において協議・確認された支援計画案を踏まえ、支援 (開始・変更・終了) 決定により、支援開始の決定 (以下、支援決定) を行う。

2 前項の決定を行った場合には、支援開始のお知らせを、支援プランとともに本人あてに送付する。

(支援の実施)

- 第 14 条 区生活支援課は、支援の実施にあたって、支援計画に沿った支援及び事業の利用が円滑に行われるよう努め、本人の状況に応じて定期的に実施状況の評価を行い、支援継続の要否の検討や必要に応じて支援計画の変更を行うこととする。
- 2 前項による評価及び検討により、支援計画を変更する場合は、個別会議において内容の確認及び協議を行う。
  - 3 支援変更の決定は支援（開始・変更・終了）決定伺により行うこととし、支援変更のお知らせを、変更された支援プランとともに本人あてに送付する。

(支援の終了)

- 第 15 条 支援の評価の過程で、目標達成等支援終了が妥当と認められる場合のほか、次の場合には本事業による支援を終了する。
- (1) 支援対象者が、本事業による支援の継続を希望しない場合
  - (2) 支援対象者又は属する世帯が要保護状態となった場合
  - (3) その他、支援の継続に著しい支障があると福祉保健センター長が認めた場合
- 2 前項による支援終了の決定は、支援（開始・変更・終了）決定伺により行い、支援終了のお知らせを本人あてに送付する。

(事業者への情報提供)

- 第 16 条 福祉保健課センター長は、前 3 条による決定の内容について、支援プランの内容に関係する事業者に対し、必要に応じ支援（開始・変更・終了）のお知らせを送付し、支援プランに沿った支援が円滑に行われるよう、調整を行う。

(個人情報の取扱)

- 第 17 条 支援対象者の個人情報については、本人からの同意に基づき、効果的な支援の実施のため最低限の範囲内で、支援に関する機関内での情報共有に努めるものとする。

(月次報告)

- 第 18 条 本事業の実施状況について、自立相談支援機関ごとに翌月 7 日までに所定の様式及び方法により健康福祉局へ報告を行うこととする。

(その他)

- 第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項及び様式類は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

## 横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱

制 定 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2665 号  
最近改正 平成 30 年 10 月 1 日 健生支第 2373 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する生活困窮者一時生活支援事業の実施にあたり、関係法令等に定めがあるものの他、必要な事項を定める。

## (実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は横浜市とし、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月 15 日条例第 1 号）第 3 条第 1 項により市長から指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）が実施する。

## (実施場所)

第 3 条 本事業は、横浜市生活自立支援施設はまかせ（以下「施設」という。）または指定管理者が借り上げた簡易宿泊所（以下「簡易宿泊所」という。）において実施する。  
2 実施場所は、各区福祉保健センター長（以下「センター長」という。）及び指定管理者が協議の上、指定管理者が決定する。

## (職員)

第 4 条 指定管理者は、本事業を実施する上で、必要な人数を以下の職に配置する。

- (1) 管理者
- (2) 事務員
- (3) 看護師
- (4) 嘱託医（精神科）
- (5) 警備員

## (事業の利用許可)

第 5 条 本事業の利用を希望する者（以下「希望者」という。）は、別紙に定める施設における規則を承認した上で、センター長に一時生活支援事業利用申請書（第 1 号様式）を提出する。  
2 一時生活支援事業利用申請書を受けたセンター長は生活困窮者自立支援法施行規則第 6 条第 1 項イの規定に基づく希望者の収入・資産の状況を確認した上で、本事業の利用を決定する。

- 3 センター長が緊急性を認める場合は、希望者の収入及び資産の状況に関わらず、本事業を希望者に利用させることができる。
- 4 利用決定にあたり、センター長は、あらかじめ指定管理者と利用について協議する。
- 5 前項の協議の上、希望者が次の各号に該当すると判断される場合、センター長は本事業の利用を認めないことができる。
  - (1) 医療機関で緊急対応することが必要であると考えられる場合
  - (2) 施設における集団生活の秩序を乱すおそれが強いと考えられる場合
  - (3) 利用の目的が施設の設置目的に合致していないと考えられる場合
  - (4) その他、施設管理上著しい支障があると考えられる場合

(指定管理者への入所依頼)

第6条 センター長は、本事業の利用を決定した場合、入所依頼書（第2号様式）により、指定管理者に通知する。

(利用期間)

- 第7条 本事業の利用者（以下「利用者」という。）の利用期間は、横浜市生活自立支援施設条例施行規則第4条に規定する期間の範囲内において、センター長と指定管理者の協議により定める。
- 2 利用期間の変更にあたっては、指定管理者とセンター長はあらかじめ協議を行う。

(簡易宿泊所の利用)

- 第8条 利用者が傷病等の理由により、施設での集団生活が困難と判断される場合、指定管理者はセンター長と協議の上、簡易宿泊所で本事業の利用の開始または利用の継続を認めることができる。
- 2 簡易宿泊所の利用期間は7日以内とする。ただし指定管理者が必要と認める場合は、センター長と協議の上で、14日まで延長できる。なお、原則として、簡易宿泊所の利用期間は、前条に規定する施設での本事業の利用期間に含む。
  - 3 指定管理者は、利用者が集団生活可能となった場合、施設で継続して事業を利用させる。
  - 4 指定管理者は、簡易宿泊所の利用期間終了後も集団生活が困難と判断した場合、その後の支援についてセンター長と協議する。

(アウトリーチにおける健康相談)

- 第9条 指定管理者は、施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領第13条に規定するアウトリーチ活動の実施にあたり、定期的に看護師を同行させる。
- 2 看護師は、アウトリーチ活動における相談者に対し、以下の相談支援を行う。

- (1) 面接を実施し、健康状態を把握するとともに、その者からの健康相談への対応及び必要となる支援・助言を行う。
- (2) 医療の必要な者について、区福祉保健センター等に情報を提供する。
- (3) その他、相談対応に伴い必要となること。

(事業実施報告)

第 10 条 指定管理者は、定期的に事業の実施状況について、健康福祉局長に報告する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるものの他、本事業の利用にあたり必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業実施要綱の廃止)
- 2 横浜市簡易宿泊所借上型シェルター事業実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日）は要綱統合により廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱の廃止)
- 2 横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱（平成 16 年 6 月 30 日）は要綱統合により廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

## ～ 生活自立支援施設はまかせの利用にあたって ～

### 1 施設の目的

この施設は自立を目指す意思のある方に対する支援を目的としています。施設職員とともに、自立に向け取り組んでください。

### 2 守っていただくこと

- (1) 施設内には集団生活上、施設管理上のルールがあります。ルールを守り、周囲に迷惑を掛けずに生活してください。
- (2) 荷物や貴重品等は、各自の責任で管理してください。居室内のロッカーを利用できます。
- (3) 施設を出入りする際は、1階守衛室の警備員へ利用者カードを提示してください。
- (4) 退所する際は、荷物はすべてお持ちください。残されていた場合は、施設で処分することとなります。

### 3 禁止事項

- (1) 施設利用中の飲酒は禁止です。飲酒をしていることが判明した時点で、施設の利用許可が取り消され、退所となります。
- (2) 危険物や不衛生な物、生物の施設内への持ち込みは禁止されています。なお、仕事道具等については、事前に施設職員にご相談ください。
- (3) 門限、消灯は午後10時です。外泊は禁止されています。なお、夜勤や出張等で外泊が必要となる場合は、事前に施設職員にご相談ください。

### 4 その他

- (1) 施設から利用中の生活や就労の状況等の報告を受けますので、ご承知おきください。
- (2) その他、不明な点等は施設職員にご相談ください。

※ 施設の規則等に反する行為は利用許可を取り消されることがあります。

# 一時生活支援事業利用申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 福祉保健センター長

申請者氏名

一時生活支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。なお、申請にあたり、現在の収入及び資産状況は下記の通りです。

申請者	氏名	(男・女)
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
	連絡先	
	緊急連絡先	氏名 (続柄) 住所 Tel.
申請目的 (なるべく詳しく書いてください。)		
収入・資産の状況	現在の収入状況	
	<input type="checkbox"/> 収入あり 収入額 円【収入種別： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他 ( )】	
	<input type="checkbox"/> 収入なし	
	※収入要件 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税 限度額の1/12)+住宅扶助に基づく額以下であること	
現在の資産の状況		
<input type="checkbox"/> 預貯金あり 預貯金額 円		
<input type="checkbox"/> 預貯金なし		
※資産要件 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。 (ただし、100万円を超えない額とする)。		

横浜市生活自立支援施設

## 入 所 依 頼 書

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市

福祉保健センター長

次の者について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の利用を決定したので、施設への入所を依頼します。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	( 男・女 )		
利用開始日	年 月 日	担 当	
利用終了 予定日	利用開始日から 原則3か月以内	入所回数	回目(前回 年 月退所)
相談場所(街頭相談等の場合に記入)	前回退所理由(就労退所・期限退所等)		
相談内容・現在の生活の状況等			
健康状態・留意すべき既往歴			
居所を喪失している期間( 7日以内 1か月以内 6か月以内 7か月以上 )			
最終就労歴(期間・退職日・職種等)			
本人の希望、目標等			
福祉保健センターの意向			
収入・資産の状況(いずれかにチェックする)			
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法施行規則によって定められる収入・資産要件に該当する			
<input type="checkbox"/> 上記には該当しないが、緊急性を勘案し入所の必要を認める			
備考(保護歴、結核検診歴等)			
・保護歴 年 月～ 年 月			
・結核検診 受診医療機関名 受診日 年 月 日			

※ この様式は複写式であり、1枚目(生活自立支援施設の事務処理欄があるもの)は生活自立支援施設に送付します。

決 裁 欄	施設長	主任	担 当

(生活自立支援施設送付用)

横浜市生活自立支援施設

## 入 所 依 頼 書

横浜市生活自立支援施設 指定管理者

横浜市

福祉保健センター長

次の者について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業の利用を決定したので、施設への入所を依頼します。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)
	( 男・女 )		
利用開始日	年 月 日	担 当	
利用終了 予定日	利用開始日から 原則3か月以内	入所回数	回目(前回 年 月退所)
相談場所(街頭相談等の場合に記入)	前回退所理由(就労退所・期限退所等)		
相談内容・現在の生活の状況等			
健康状態・留意すべき既往歴			
居所を喪失している期間( 7日以内 1か月以内 6か月以内 7か月以上 )			
最終就労歴(期間・退職日・職種等)			
本人の希望、目標等			
福祉保健センターの意向			
収入・資産の状況(いずれかにチェックする)			
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法施行規則によって定められる収入・資産要件に該当する			
<input type="checkbox"/> 上記には該当しないが、緊急性を勘案し入所の必要を認める			
備考(保護歴、結核検診歴等)			
・保護歴 年 月～ 年 月			
・結核検診 受診医療機関名 受診日 年 月 日			

※ この様式は複写式であり、1枚目(生活自立支援施設の事務処理欄があるもの)は生活自立支援施設に送付します。

決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(福祉保健センター控)

施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領

制定 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2943 号  
最近改正 平成 30 年 10 月 1 日 健生支第 2373 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（以下「自立相談支援要綱」という。）第 3 条第 2 項に基づき、生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）の利用者（以下、「利用者」という。）に対する自立相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。なお、相談支援事業の実施にあたり、この要領に記載のない事項については自立相談支援要綱の規定を準用する。

(実施主体)

第 2 条 横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）において、利用者に対する相談支援事業の実施主体は横浜市とし、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月 15 日条例第 1 号）第 3 条により市長に指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）が相談支援事業を行う。

(職員)

第 3 条 指定管理者は相談支援事業の実施にあたり、以下の職種の専任職員を配置する。

- (1) 主任相談支援員
- (2) 相談支援員
- (3) 就労支援員

(支援対象者等)

第 4 条 一時生活支援事業の利用対象者決定及び事業開始は、横浜市生活困窮者一時生活支援事業要綱（以下、「一時生活支援事業要綱」という。）で定める手続きに従う。

(利用者の相談支援事業の利用)

第 5 条 指定管理者は、利用者から施設の利用許可申請を受理する際に、相談支援事業の申込を受理する。

(継続支援の要否判断)

第 6 条 指定管理者は相談支援事業の利用申込者に対して、インテーク・アセスメントシートにより、アセスメントを行い、継続支援の要否について判断する。

- 2 前項において、継続支援を必要と判断した場合、支援プラン案を作成する。
- 3 第1項において、継続支援を必要としないと判断した場合、一時生活支援事業の利用を決定した福祉保健センター長（以下「センター長」という。）と協議し、一時生活支援事業及び相談支援事業を終了することができる。

#### （支援プラン案の作成）

第7条 指定管理者は、相談支援事業利用者と支援目的を共有し、協働して支援プラン案を作成する。

- 2 指定管理者は支援プラン案作成にあたり、横浜市自立支援施設運営要綱に規定する施設の利用者支援の内容、一時生活支援事業要綱に規定する施設の利用期間を反映させる。
- 3 指定管理者はプラン案作成の過程において、センター長と必要な協議及び確認を行う。また、必要に応じて他機関と協議をする。

#### （支援調整会議）

第8条 指定管理者は、自立相談支援要綱第12条第1項第1号に定める個別支援調整会議（以下、「個別会議」という。）を開催し、支援プラン案を確定させる。

- 2 原則として、個別会議は施設利用開始日から起算して14日以内に開催する。
- 3 個別会議は、第3条に規定する職員、センター長その他、支援プラン決定のために必要な機関により構成する。
- 4 前条第3項に基づき、事前にセンター長と協議し、支援プラン案の確認を得ている場合には、センター長や他機関の出席があったものとみなし、個別会議を開催することができる。
- 5 指定管理者は、個別会議終了後、速やかに議事録を作成し整備する。
- 6 指定管理者は、個別会議で確定した支援プランをセンター長に報告する。

#### （支援の実施）

第9条 相談支援事業の実施にあたり、指定管理者は支援プランに沿って支援を円滑に行う。

- 2 指定管理者は、支援の実施状況や目標の達成状況を把握するために、定期的にモニタリングを行う。その結果、必要と判断する場合は、支援プランの変更や終結を検討する。

#### （支援プランの変更）

第10条 前条第2項の規定により、支援プランの変更を要すると判断した場合、指定管理者は評価シートを作成し、利用期間中の様子や目標の達成状況等を本人と協議し、評価した上で、プランの変更案を作成する。

- 2 支援プランの変更に必要な手続きは、第7条、第8条第3項から第6項の規定を準用

する。

(支援の終結及び終了)

第 11 条 利用者への相談支援事業は、支援プランの目標達成をもって終結する。

- 2 支援の終結にあたり、指定管理者は、評価シートを作成し、個別会議を開催する。
- 3 前項の個別会議では、利用期間中の様子や目標の達成状況等を本人と協議し、評価した上で、支援の終結を確定する。
- 4 支援の終結の場合に必要な手続きは、第 8 条第 3 項から第 5 項の規定を準用する。
- 5 支援の終結にあたり、指定管理者は、評価シート等を参考に利用者の退所後の生活の安定に必要な支援の利用調整を行い、退所後の支援機関に利用期間中の支援状況等を引き継ぐ。
- 6 利用者が支援プランの目標達成に至らずに途中で退所する等、指定管理者が本人への継続支援が困難と判断した場合、支援を終了することができる。

(台帳等の整備)

第 12 条 指定管理者は、相談支援事業に関わる書類を整備し、実施状況について、翌月 9 日までに所定の様式及び方法により健康福祉局長へ報告を行う。

(アウトリーチ)

第 13 条 指定管理者は市内を巡回し、一定の住居を持たない生活困窮者（以下「ホームレス等」という。）の実態等を把握する。

- 2 指定管理者は、アウトリーチにより把握したホームレス等に相談支援を実施し、相談場所を管轄する区の福祉保健センターへの同行や情報提供を行う。
- 3 指定管理者は、アウトリーチを円滑に実施するために、福祉保健センターやホームレス等が起居する施設等の管理者等と調整した上で、活動計画を作成し、健康福祉局長へ提出する。
- 4 指定管理者は、健康福祉局長が発行する「横浜市生活困窮者自立相談支援事業従事者証明書」（別記様式）を従事者に携帯させる。

(退所後支援)

第 14 条 指定管理者は、アウトリーチの一環として、施設を退所しアパート等に入居した者に対して、地域での生活安定化のために一定期間退所先を訪問し、必要な相談支援を行う。

- 2 失業や疾病等再び困窮するおそれが生じている場合は、当該地域の自立相談支援機関への支援の引継等、支援の継続を図り、再びホームレス等になることの未然防止に努める。

(ホームレス等総合相談推進懇談会)

第 15 条 指定管理者は、効果的なアウトリーチの実施、適切な支援のあり方等の検討のために、別表に定めるホームレス支援団体、地域住民、学識経験者及び行政機関等で構成するホームレス等総合相談推進懇談会を設置する。

2 懇談会は、指定管理者がアウトリーチ活動で把握した市内のホームレスの実態等について報告を受けて、その効果的な実施方法等についての意見を具申する。

3 指定管理者は、別表に規定する委員のうち行政機関を除き、必要な委員には懇談会の出席にかかる交通費及び謝金を支払う。

4 懇談会は原則公開とする。ただし、委員が必要と判断した場合は非公開とすることができる。

5 指定管理者は、懇談会の内容について速やかに議事録を作成し、健康福祉局長に報告する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(ホームレス総合相談推進事業実施要綱等の廃止)

2 ホームレス総合相談推進事業実施要綱(平成 16 年 3 月 2 日制定)及びホームレス総合相談推進懇談会実施要綱(平成 16 年 1 月 21 日制定)、横浜市生活自立支援施設退所後の自立に向けたアフターフォロー事業実施要綱(平成 27 年 3 月 27 日制定)は要綱統合により廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式

《表》

<b>横浜市生活困窮者自立相談支援事業</b>	
<b>従事者証明書（第 号）</b>	
『横浜市生活自立支援施設はまかせ』	
横浜市中区寿町 4-13-1 横浜市生活自立支援施設 はまかせ	
写 真	<small>指定管理者名</small> 相談員氏名
年 月 日	横浜市健康福祉局長 印

《裏》

<p>この証明書は、裏面の者が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の従事者であることを証明するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>勤務中においては、この証明書を携行すること。</li><li>関係人からの求めがあった場合には、この証明書を提示すること。</li><li>本事業に従事しなくなったときには、速やかに横浜市に返還すること。</li></ol> <p style="text-align: right;"><small>『施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領』 第13条第4項</small></p>
--

別表

ホームレス等総合相談推進懇談会委員

ホームレス支援団体	代表者
地域住民	地区自治会会長 地区民生委員児童委員協議会会長
学識経験者等	学識経験者
行政	環境創造局公園緑地部公園緑地管理課長 道路局道路部管理課長 中区福祉保健センター生活支援課長 健康福祉局援護対策担当課長

## 横浜市生活困窮者セーフティネット会議実施要綱

制 定：平成 31 年 3 月 14 日 健生支第 2885 号（局長決裁）

## （設置）

第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に定める支援会議の本市における実施については、この要綱に定めるところによることとし、名称を横浜市生活困窮者セーフティネット会議（以下「セーフティネット会議」という。）とする。

## （所掌事務）

第 2 条 セーフティネット会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の共有
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他生活困窮者に対する適切な支援を図るために必要と認められる事項

## （セーフティネット会議における情報共有の対象者）

第 3 条 セーフティネット会議において情報共有の対象となる者は法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者のほか、それぞれ以下の者とする。

- (1) 生活困窮状態にあることが疑われる者
- (2) 生活保護法による被保護者

## （構成）

第 4 条 セーフティネット会議は、次の各号に掲げる会議で構成し、これらの会議は相互に連携しながら、運営する。

- (1) 個別支援セーフティネット会議
- (2) 区レベルセーフティネット会議
- (3) 市レベルセーフティネット会議

## （個別支援セーフティネット会議）

第 5 条 個別支援セーフティネット会議は、区福祉保健センター長が主催し、個別の生活困窮者支援における必要な情報の共有や具体的な支援に関する検討や協議を行う。

- 2 個別支援セーフティネット会議の構成員は別表 1 に掲げる関係機関等に属する者を基本として、案件に応じて出席者を招集し、適時に開催する。
- 3 会議の庶務は、各区福祉保健センター生活支援課（以下、「区生活支援課」という。）において処理する。

(区レベルセーフティネット会議)

第6条 区レベルセーフティネット会議は、区福祉保健センター長が主催し、次の事項について必要な情報の共有や検討、協議を行う。

- (1) 各区における生活困窮者支援の実施状況に関すること
  - (2) 各区における生活困窮者支援に関する関係機関等の連携及び協力の推進に関すること
  - (3) 個別支援セーフティネット会議の開催を通じて把握した地域課題への対応に関すること
- 2 区レベルセーフティネット会議の構成員は別表1に掲げる関係機関等に属する者を基本として、案件に応じて出席者を招集し、年1、2回程度開催する。
- 3 会議の庶務は、区生活支援課において処理する。

(市レベルセーフティネット会議)

第7条 市レベルセーフティネット会議は、健康福祉局長が主催し、次の事項について必要な情報の共有や検討、協議を行う。

- (1) 本市における生活困窮者支援の実施状況に関すること
  - (2) 本市における生活困窮者支援に関する関係機関等の連携及び協力の推進に関すること
  - (3) 区レベルセーフティネット会議の開催を通じて把握した地域課題への対応に関すること
- 2 市レベルセーフティネット会議の構成員は別表2に掲げる者及び別表3に掲げる関係機関等に属する者を基本として、案件に応じて出席者を招集し、年1、2回程度開催する。
- 3 会議の庶務は、健康福祉局生活支援課において処理する。

(意見の聴取等)

第8条 セーフティネット会議の実施にあたり、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 セーフティネット会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、セーフティネット会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 主催者は個人情報の取り扱いについて、セーフティネット会議事務従事者に対し、法第9条第5項及び法第28条について説明し、理解を得るものとする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、セーフティネット会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条及び第 6 条関係)

区役所	総務部区政推進課 総務部税務課 福祉保健センター福祉保健課 福祉保健センター高齢・障害支援課 福祉保健センターこども家庭支援課 福祉保健センター生活支援課 福祉保健センター保険年金課
こども青少年局	青少年部青少年相談センター こども福祉保健部児童相談所
教育委員会事務局	学校教育事務所
関係機関	区社会福祉協議会 地域ケアプラザ (地域包括支援センターを含む) 区民生委員児童委員協議会 区基幹相談支援センター 区精神障害者生活支援センター 地域若者サポートステーション 地域ユースプラザ 公共職業安定所又はジョブスポット 就労準備支援事業実施事業者 家計改善支援事業実施事業者 寄り添い型学習支援事業実施事業者 就労訓練事業支援センター実施事業者 一時生活支援事業実施事業者
その他福祉保健センター長が必要と認めた機関等	

別表2（第7条関係）

政策局	政策部政策課担当課長
財政局	主税部徴収対策課長
市民局	市民協働推進部地域活動推進課長 区政支援部区連絡調整課長
経済局	市民経済労働部雇用労働課長
子ども青少年局	青少年部青少年育成課長 青少年部青少年相談センター所長 子ども福祉保健部子ども家庭課長
建築局	住宅部住宅政策課長
教育委員会事務局	総務部教育政策推進課長
健康福祉局	総務部企画課長 地域福祉保健部福祉保健課長 地域福祉保健部地域支援課長 障害福祉部障害企画課長 高齢健康福祉部高齢健康福祉課長 高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長 生活福祉部生活支援課援護対策担当課長 生活福祉部生活支援課長（事務局）
区福祉保健センター	福祉保健課長のうちいずれか1名 生活支援課長のうちいずれか1名

別表3（第7条関係）

<p>横浜市社会福祉協議会 横浜市民生委員児童委員協議会 神奈川労働局 日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス） 就労準備支援事業実施事業者 家計改善支援事業実施事業者 寄り添い型学習支援事業実施事業者 就労訓練事業支援センター実施事業者 一時生活支援事業実施事業者 その他健康福祉局長が必要と認めた機関等</p>
---

横浜市生活自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 22 年 4 月 1 日 健保護第 17 号（局長決裁）

改正 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2803 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）（以下、「条例」という。）第 3 条に規定する生活自立支援施設（以下「施設」という）の指定管理者を指定するため、選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施するものとする。

（指定管理者の選定）

第 2 条 選定は、期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、健康福祉局長は非公募により選定を行うことができる。

4 健康福祉局長は、応募者の中から施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定する。

5 健康福祉局長は、次条に定める指定管理者選定評価委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

（指定管理者選定評価委員会）

第 3 条 施設の指定管理者の選定について健康福祉局長に対して意見を述べるため、条例第 8 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 健康福祉局長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

(申請書等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市生活自立支援施設条例施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、健康福祉局長に提出するものとする。

2 健康福祉局長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要な応じて提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 健康福祉局長は、指定管理者の候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第7条 健康福祉局長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と健康福祉局長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の指定に関する要綱（平成17年7月8日福保第1066号）

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健保護第 216 号（局長決裁）

改正 平成 27 年 3 月 27 日 健保護第 2803 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市生活自立支援施設条例（平成 15 年 2 月条例第 1 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市生活自立支援施設（以下「施設」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による施設の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長が選定、評価等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) ホームレスの実情に詳しいもの
- (3) 施設のある地域の実情に詳しいもの
- (4) 会計・経理に詳しいもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

(委員の責務)

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行うものとする。

2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）、評価の決定等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局生活福祉部生活支援課援護対策担当において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年4月1日 健保護第17号）

横浜市ホームレス自立支援施設第三者評価委員会設置要綱（平成20年4月1日 健保護第139号）

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定に基づき任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(その他)

4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。